

J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域
公共交通活性化協議会（第24回）

次 第

日時 令和5年11月28日（火）14:30～
場所 京丹波町役場 1階 防災会議室

1 開 会

2 議 題

第1号 協議会規約の改正について

第2号 J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画の変更について

第3号 地域旅客運送サービス継続実施計画について

第4号 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

3 そ の 他

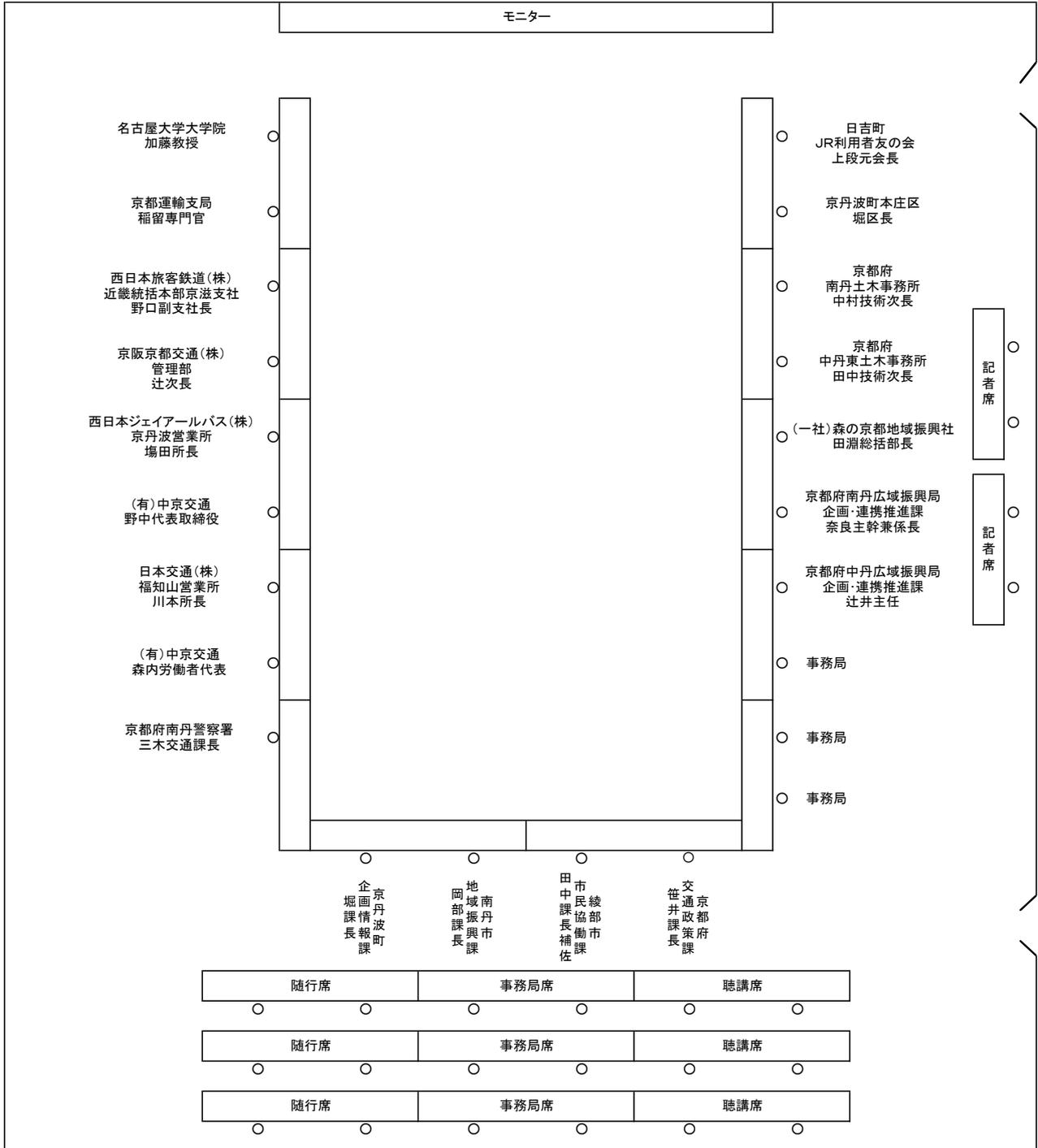
4 閉 会

第24回JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会名簿

分野	所属	職名	氏名	備考	出欠	代理出席者
学 験 識 者	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授	かとう ひろかず 加藤 博和	会 長	出席	
利用者代表	綾部市山家地区自治会連合会	会 長	あらいま としふみ 荒木 敏文		欠席	
	日吉町JR利用者友の会	元 会 長	じょうだん けんいちろう 上段 源一郎		出席	
	京丹波町本庄区	区 長	ほり いくたろう 堀 郁太郎		出席	
交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	副 支 社 長	のぐち あきら 野口 明		出席	
	京阪京都交通株式会社	管 理 部 次 長	つじ えいいち 辻 栄一		出席	
	西日本ジェイアールバス株式会社	京丹波営業所 所長	ばた ひろゆき 場田 博之		出席	
	有限会社中京交通	代 表 取 締 役	のなか こう好 野中 好		出席	
	日本交通株式会社 福知山営業所	取 締 役 所 長 (綾部営業所長兼任)	かわもと やすひろ 川本 康博		出席	
	京都タクシー株式会社	社 長	なかやぶ ゆうすけ 中藪 裕介		欠席	
労働者代表	有限会社中京交通の労働基準法第36条に基づく労使協定を締結する労働者代表	労働者代表	もりうち かづみ 森内 佳津美		出席	
道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	道 路 管 理 課 長	おおにし たかゆき 大西 孝幸		欠席	
	京都府南丹土木事務所	技 術 次 長	なかむら しょういち 中村 庄一		出席	
	京都府中丹東土木事務所	技 術 次 長	たなか ゆきまさ 田中 章公		出席	
公安委員会	京都府南丹警察署	交 通 課 長	みき ひであき 三木 英昭		出席	
	京都府綾部警察署	交 通 課 長	わたなべ とおる 渡邊 徹		欠席	
運輸行政	近畿運輸局交通政策部	交 通 企 画 課 長	さかい だいと 酒井 大斗		WEB代理	交通企画課 藤原係長
	近畿運輸局京都運輸支局	首席運輸企画専門官	いなだめ けんいちろう 稲留 健一郎		出席	
観光地域づくり 団 体	一般社団法人森の京都地域振興社	総 括 部 長	たぶち いさお 田淵 功		出席	
計 画 成 者	京都府建設交通部	交 通 政 策 課 長	ささい あつし 笹井 淳		出席	
	京都府南丹広域振興局	地域連携・振興部 企画・連携推進課長	ひら やすお夫 平 康夫		代理	企画連携推進課 奈良主幹
	京都府中丹広域振興局	地域連携・振興部 企画・連携推進課長	たぶち としなり 田淵 俊成		代理	企画連携推進課 辻井主任
	綾 部 市	市 民 環 境 部 市民協働課長	あさお のりお夫 浅尾 則夫		代理	市民協働課 田中課長補佐
	南 丹 市	地 域 振 興 部 地域振興課長	おかべ きとし 岡部 哲使		出席	
京 丹 波 町	企 画 情 報 課 長	ほり ゆうすけ 堀 友輔		出席		
オブザーバー	福 知 山 市	建 設 交 通 部 建都市・交通課長	あだち しょうじ 足立 譲治		WEB	

JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会(第24回) 配席図

日時:令和5年11月28日(火) 14:30～
場所:京丹波町役場 1階 防災会議室



協議会規約の改正について

西日本ジェイアールバス株式会社が運行するバス路線（園福線）の廃止に伴い、影響を受ける住民（福知山市、南丹市、京丹波町）の日常生活や地域へ来訪に必要な移動手段を確保するため、本協議会において地域旅客運送サービス継続実施計画を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施又はその実施を促進することとし、そのために必要な事項について規約の改正を行う。

[改正内容]

- ・第 1 条（目的）に、道路運送法及び道路運送法施行規則の規定に基づく協議を行うことを追加。
- ・第 2 条（事業）に、園福線のバスに係る態様、その他運行に関する業務を行うことを追加。
- ・協議会委員に地域旅客運送サービス継続事業の実施予定者の有限会社中京交通及びその労働者代表を追加。
- ・その他軽微な修正（文言の統一）。

「JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」規約改正（案）

頁	現行	変更案
P1	<p>(目的)</p> <p>第1条 JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社（園部駅から綾部駅まで）の沿線に係る法第5条第1項に定める計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行う<u>ために設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に関する協議に関すること。</p> <p>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社（園部駅から綾部駅まで）の沿線に係る法第5条第1項に定める計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行う<u>とともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する協議を行うために設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に関する協議に関すること。</p> <p>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p><u>(4) 園福線のバスに係る態様、その他運行に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(資料1-2参照)</p>

「J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」規約 別表1 改正（案）

頁 (現計画)	現行	変更案																																																																																																																						
	J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会委員名簿（別表1）	J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会委員名簿（別表1）																																																																																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 野</th> <th style="width: 30%;">所 属</th> <th style="width: 55%;">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験者</td> <td>名古屋大学大学院環境学研究科</td> <td>教 授 加 藤 博 和</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用者代表</td> <td>綾 部 市</td> <td>地 元 利 用 代 表</td> </tr> <tr> <td>南 丹 市</td> <td>地 元 利 用 代 表</td> </tr> <tr> <td>京 丹 波 町</td> <td>地 元 利 用 代 表</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">交通事業者等</td> <td>西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社</td> <td>西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京阪京都交通株式会社</td> <td>京阪京都交通株式会社代表取締役の指名する者</td> </tr> <tr> <td>西日本ジェイアールバス株式会社</td> <td>西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役の指名する者</td> </tr> <tr> <td>日本交通株式会社綾部営業所</td> <td>日本交通株式会社綾部営業所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都タクシー株式会社</td> <td>京都タクシー株式会社代表取締役の指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路管理者</td> <td>国土交通省福知山河川国道事務所</td> <td>国土交通省福知山河川国道事務所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府南丹土木事務所</td> <td>京都府南丹土木事務所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府中丹東土木事務所</td> <td>京都府中丹東土木事務所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安委員会</td> <td>京都府南丹警察署</td> <td>京都府南丹警察署長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府綾部警察署</td> <td>京都府綾部警察署長の指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運輸行政</td> <td>近畿運輸局交通政策部</td> <td>近畿運輸局交通政策部長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局京都運輸支局</td> <td>近畿運輸局京都運輸支局長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>観光地域づくり団体</td> <td>一般社団法人森の京都地域振興社</td> <td>一般社団法人森の京都地域振興社長の指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">計画作成者</td> <td>京都府建設交通部</td> <td>京都府建設交通部長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府南丹広域振興局</td> <td>京都府南丹広域振興局長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府中丹広域振興局</td> <td>京都府中丹広域振興局長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>綾 部 市</td> <td>綾 部 市 長 の 指 名 す る 者</td> </tr> <tr> <td>南 丹 市</td> <td>南 丹 市 長 の 指 名 す る 者</td> </tr> <tr> <td>京 丹 波 町</td> <td>京 丹 波 町 長 の 指 名 す る 者</td> </tr> </tbody> </table>	分 野	所 属	職 名	学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授 加 藤 博 和	利用者代表	綾 部 市	地 元 利 用 代 表	南 丹 市	地 元 利 用 代 表	京 丹 波 町	地 元 利 用 代 表	交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社長の指名する者	京阪京都交通株式会社	京阪京都交通株式会社代表取締役の指名する者	西日本ジェイアールバス株式会社	西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役の指名する者	日本交通株式会社綾部営業所	日本交通株式会社綾部営業所長の指名する者	京都タクシー株式会社	京都タクシー株式会社代表取締役の指名する者	道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	国土交通省福知山河川国道事務所長の指名する者	京都府南丹土木事務所	京都府南丹土木事務所長の指名する者	京都府中丹東土木事務所	京都府中丹東土木事務所長の指名する者	公安委員会	京都府南丹警察署	京都府南丹警察署長の指名する者	京都府綾部警察署	京都府綾部警察署長の指名する者	運輸行政	近畿運輸局交通政策部	近畿運輸局交通政策部長の指名する者	近畿運輸局京都運輸支局	近畿運輸局京都運輸支局長の指名する者	観光地域づくり団体	一般社団法人森の京都地域振興社	一般社団法人森の京都地域振興社長の指名する者	計画作成者	京都府建設交通部	京都府建設交通部長の指名する者	京都府南丹広域振興局	京都府南丹広域振興局長の指名する者	京都府中丹広域振興局	京都府中丹広域振興局長の指名する者	綾 部 市	綾 部 市 長 の 指 名 す る 者	南 丹 市	南 丹 市 長 の 指 名 す る 者	京 丹 波 町	京 丹 波 町 長 の 指 名 す る 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 野</th> <th style="width: 30%;">所 属</th> <th style="width: 55%;">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験者</td> <td>名古屋大学大学院環境学研究科</td> <td>教 授 加 藤 博 和</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用者代表</td> <td>綾 部 市</td> <td>地 元 利 用 代 表</td> </tr> <tr> <td>南 丹 市</td> <td>地 元 利 用 代 表</td> </tr> <tr> <td>京 丹 波 町</td> <td>地 元 利 用 代 表</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">交通事業者等</td> <td>西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社</td> <td>西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京阪京都交通株式会社</td> <td>京阪京都交通株式会社代表取締役の指名する者</td> </tr> <tr> <td>西日本ジェイアールバス株式会社</td> <td>西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役の指名する者</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">有 限 会 社 中 京 交 通</td> <td style="color: red;">有 限 会 社 中 京 交 通 代 表 取 締 役 の 指 名 す る 者</td> </tr> <tr> <td>日本交通株式会社綾部営業所</td> <td>日本交通株式会社綾部営業所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都タクシー株式会社</td> <td>京都タクシー株式会社代表取締役の指名する者</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">労 働 者 代 表</td> <td style="color: red;">有 限 会 社 中 京 交 通 の 労 働 基 準 法 第 3 6 条 に 基 づ く 労 働 協 定 を 締 結 す る 労 働 者 代 表</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路管理者</td> <td>国土交通省福知山河川国道事務所</td> <td>国土交通省福知山河川国道事務所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府南丹土木事務所</td> <td>京都府南丹土木事務所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府中丹東土木事務所</td> <td>京都府中丹東土木事務所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安委員会</td> <td>京都府南丹警察署</td> <td>京都府南丹警察署長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府綾部警察署</td> <td>京都府綾部警察署長の指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運輸行政</td> <td>近畿運輸局交通政策部</td> <td>近畿運輸局交通政策部長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局京都運輸支局</td> <td>近畿運輸局京都運輸支局長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>観光地域づくり団体</td> <td>一般社団法人森の京都地域振興社</td> <td>一般社団法人森の京都地域振興社長の指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">計画作成者</td> <td>京都府建設交通部</td> <td>京都府建設交通部長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府南丹広域振興局</td> <td>京都府南丹広域振興局長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>京都府中丹広域振興局</td> <td>京都府中丹広域振興局長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>綾 部 市</td> <td>綾 部 市 長 の 指 名 す る 者</td> </tr> <tr> <td>南 丹 市</td> <td>南 丹 市 長 の 指 名 す る 者</td> </tr> <tr> <td>京 丹 波 町</td> <td>京 丹 波 町 長 の 指 名 す る 者</td> </tr> </tbody> </table>	分 野	所 属	職 名	学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授 加 藤 博 和	利用者代表	綾 部 市	地 元 利 用 代 表	南 丹 市	地 元 利 用 代 表	京 丹 波 町	地 元 利 用 代 表	交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社長の指名する者	京阪京都交通株式会社	京阪京都交通株式会社代表取締役の指名する者	西日本ジェイアールバス株式会社	西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役の指名する者	有 限 会 社 中 京 交 通	有 限 会 社 中 京 交 通 代 表 取 締 役 の 指 名 す る 者	日本交通株式会社綾部営業所	日本交通株式会社綾部営業所長の指名する者	京都タクシー株式会社	京都タクシー株式会社代表取締役の指名する者	労 働 者 代 表	有 限 会 社 中 京 交 通 の 労 働 基 準 法 第 3 6 条 に 基 づ く 労 働 協 定 を 締 結 す る 労 働 者 代 表	道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	国土交通省福知山河川国道事務所長の指名する者	京都府南丹土木事務所	京都府南丹土木事務所長の指名する者	京都府中丹東土木事務所	京都府中丹東土木事務所長の指名する者	公安委員会	京都府南丹警察署	京都府南丹警察署長の指名する者	京都府綾部警察署	京都府綾部警察署長の指名する者	運輸行政	近畿運輸局交通政策部	近畿運輸局交通政策部長の指名する者	近畿運輸局京都運輸支局	近畿運輸局京都運輸支局長の指名する者	観光地域づくり団体	一般社団法人森の京都地域振興社	一般社団法人森の京都地域振興社長の指名する者	計画作成者	京都府建設交通部	京都府建設交通部長の指名する者	京都府南丹広域振興局	京都府南丹広域振興局長の指名する者	京都府中丹広域振興局	京都府中丹広域振興局長の指名する者	綾 部 市	綾 部 市 長 の 指 名 す る 者	南 丹 市	南 丹 市 長 の 指 名 す る 者	京 丹 波 町	京 丹 波 町 長 の 指 名 す る 者
分 野	所 属	職 名																																																																																																																						
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授 加 藤 博 和																																																																																																																						
利用者代表	綾 部 市	地 元 利 用 代 表																																																																																																																						
	南 丹 市	地 元 利 用 代 表																																																																																																																						
	京 丹 波 町	地 元 利 用 代 表																																																																																																																						
交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社長の指名する者																																																																																																																						
	京阪京都交通株式会社	京阪京都交通株式会社代表取締役の指名する者																																																																																																																						
	西日本ジェイアールバス株式会社	西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役の指名する者																																																																																																																						
	日本交通株式会社綾部営業所	日本交通株式会社綾部営業所長の指名する者																																																																																																																						
	京都タクシー株式会社	京都タクシー株式会社代表取締役の指名する者																																																																																																																						
道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	国土交通省福知山河川国道事務所長の指名する者																																																																																																																						
	京都府南丹土木事務所	京都府南丹土木事務所長の指名する者																																																																																																																						
	京都府中丹東土木事務所	京都府中丹東土木事務所長の指名する者																																																																																																																						
公安委員会	京都府南丹警察署	京都府南丹警察署長の指名する者																																																																																																																						
	京都府綾部警察署	京都府綾部警察署長の指名する者																																																																																																																						
運輸行政	近畿運輸局交通政策部	近畿運輸局交通政策部長の指名する者																																																																																																																						
	近畿運輸局京都運輸支局	近畿運輸局京都運輸支局長の指名する者																																																																																																																						
観光地域づくり団体	一般社団法人森の京都地域振興社	一般社団法人森の京都地域振興社長の指名する者																																																																																																																						
計画作成者	京都府建設交通部	京都府建設交通部長の指名する者																																																																																																																						
	京都府南丹広域振興局	京都府南丹広域振興局長の指名する者																																																																																																																						
	京都府中丹広域振興局	京都府中丹広域振興局長の指名する者																																																																																																																						
	綾 部 市	綾 部 市 長 の 指 名 す る 者																																																																																																																						
	南 丹 市	南 丹 市 長 の 指 名 す る 者																																																																																																																						
	京 丹 波 町	京 丹 波 町 長 の 指 名 す る 者																																																																																																																						
分 野	所 属	職 名																																																																																																																						
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授 加 藤 博 和																																																																																																																						
利用者代表	綾 部 市	地 元 利 用 代 表																																																																																																																						
	南 丹 市	地 元 利 用 代 表																																																																																																																						
	京 丹 波 町	地 元 利 用 代 表																																																																																																																						
交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社長の指名する者																																																																																																																						
	京阪京都交通株式会社	京阪京都交通株式会社代表取締役の指名する者																																																																																																																						
	西日本ジェイアールバス株式会社	西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役の指名する者																																																																																																																						
	有 限 会 社 中 京 交 通	有 限 会 社 中 京 交 通 代 表 取 締 役 の 指 名 す る 者																																																																																																																						
	日本交通株式会社綾部営業所	日本交通株式会社綾部営業所長の指名する者																																																																																																																						
	京都タクシー株式会社	京都タクシー株式会社代表取締役の指名する者																																																																																																																						
	労 働 者 代 表	有 限 会 社 中 京 交 通 の 労 働 基 準 法 第 3 6 条 に 基 づ く 労 働 協 定 を 締 結 す る 労 働 者 代 表																																																																																																																						
道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	国土交通省福知山河川国道事務所長の指名する者																																																																																																																						
	京都府南丹土木事務所	京都府南丹土木事務所長の指名する者																																																																																																																						
	京都府中丹東土木事務所	京都府中丹東土木事務所長の指名する者																																																																																																																						
公安委員会	京都府南丹警察署	京都府南丹警察署長の指名する者																																																																																																																						
	京都府綾部警察署	京都府綾部警察署長の指名する者																																																																																																																						
運輸行政	近畿運輸局交通政策部	近畿運輸局交通政策部長の指名する者																																																																																																																						
	近畿運輸局京都運輸支局	近畿運輸局京都運輸支局長の指名する者																																																																																																																						
観光地域づくり団体	一般社団法人森の京都地域振興社	一般社団法人森の京都地域振興社長の指名する者																																																																																																																						
計画作成者	京都府建設交通部	京都府建設交通部長の指名する者																																																																																																																						
	京都府南丹広域振興局	京都府南丹広域振興局長の指名する者																																																																																																																						
	京都府中丹広域振興局	京都府中丹広域振興局長の指名する者																																																																																																																						
	綾 部 市	綾 部 市 長 の 指 名 す る 者																																																																																																																						
	南 丹 市	南 丹 市 長 の 指 名 す る 者																																																																																																																						
	京 丹 波 町	京 丹 波 町 長 の 指 名 す る 者																																																																																																																						
		(資料1-2参照)																																																																																																																						

JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約

平成 28 年 4 月 14 日制定

(目的)

第 1 条 JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社(園部駅から綾部駅まで)の沿線に係る法第 5 条第 1 項に定める計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 園福線のバスに係る態様、その他運行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

(組織及び委員等)

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる者(以下「委員」という。)により構成する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者又は団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第 4 条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

J R山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会委員名簿

(別表1)

分野	所属	職名
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科	教授 加藤 博和
利用者代表	綾 部 市	地元 利 用 代 表
	南 丹 市	地元 利 用 代 表
	京 丹 波 町	地元 利 用 代 表
交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社長の指名する者
	京阪京都交通株式会社	京阪京都交通株式会社代表取締役の指名する者
	西日本ジェイアールバス株式会社	西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役の指名する者
	有限会社中京交通	有限会社中京交通 代表取締役の指名する者
	日本交通株式会社綾部営業所	日本交通株式会社綾部営業所長の指名する者
	京都タクシー株式会社	京都タクシー株式会社代表取締役の指名する者
労働者代表	有限会社中京交通の労働基準法第36条 に基づく労使協定を締結する労働者代表	有限会社中京交通の労働者を代表する者
道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	国土交通省福知山河川国道事務所長の指名する者
	京都府南丹土木事務所	京都府南丹土木事務所長の指名する者
	京都府中丹東土木事務所	京都府中丹東土木事務所長の指名する者
公安委員会	京都府南丹警察署	京都府南丹警察署長の指名する者
	京都府綾部警察署	京都府綾部警察署長の指名する者
運輸行政	近畿運輸局交通政策部	近畿運輸局交通政策部長の指名する者
	近畿運輸局京都運輸支局	近畿運輸局京都運輸支局長の指名する者
観光地域づくり 団体	一般社団法人森の京都地域振興社	一般社団法人森の京都地域振興社長の指名する者
計画作成者	京都府建設交通部	京都府建設交通部長の指名する者
	京都府南丹広域振興局	京都府南丹広域振興局長の指名する者
	京都府中丹広域振興局	京都府中丹広域振興局長の指名する者
	綾 部 市	綾 部 市 長 の 指 名 す る 者
	南 丹 市	南 丹 市 長 の 指 名 す る 者
	京 丹 波 町	京 丹 波 町 長 の 指 名 す る 者

JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画の変更について

地域公共交通計画を変更し、園福線の地域旅客運送サービス継続事業に関する事項を定める。

[変更内容]

- ・園福線の運行事業者を西日本ジェイアールバスから中京交通へ変更、ナンバリングの追加など、現在の状況を時点修正。
(現計画 P38, P39, P64, P65)
- ・園福線の運行区間を地域旅客運送サービス継続事業の運行区間へ変更。
(現計画 P39, P64, P65)
- ・園福線が地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象路線であることを記載。
(現計画 P39, P64, P65)
- ・園福線の地域旅客運送サービス継続事業を「森の京都『おでかけ』システム」の実現のための基本方針「①地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする」の具体的施策として追加。
(現計画 P40, P42～P45)
- ・施策目標の達成状況を評価する数値目標の改定。
(現計画 P64, P65)

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画 新旧対照表（案）

頁 (現計画)	現行	変更案																																																																																								
P39	<p>表 本計画で対象とする公共交通と役割</p> <p style="text-align: center;">表 本計画で対象とする公共交通と役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役割・位置づけ</th> <th colspan="3">公共交通の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基幹的な役割</td> <td>鉄道</td> <td>JR 山陰本線</td> <td>園部駅～綾部駅間</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td><u>西日本ジェイアー ルバス</u></td> <td>園福線（園部～<u>桧山</u>）※ 園福線（<u>桧山</u>～<u>福知山</u>）※</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">拠点間（駅とバス 停）を結ぶ幹線的な 役割</td> <td rowspan="3">バス</td> <td>京阪京都交通</td> <td>京都美山線</td> </tr> <tr> <td>南丹市営バス</td> <td>美山園部線、大野線</td> </tr> <tr> <td>京丹波町営バス</td> <td>丹波和知線、丹波桧山線 桧山和知線、丹波日吉線</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支線的な役割</td> <td rowspan="5">バス</td> <td>あやバス</td> <td>上林線、於見市野瀬線</td> </tr> <tr> <td>南丹市営バス</td> <td>世木線、胡麻線 志和賀線、日吉ダム線 京北線、鶴ヶ岡線 福居線、知井線 河内谷線、知見線 芦生線、佐々里線</td> </tr> <tr> <td>ぐるりんバス</td> <td>摩気・園部東部線</td> </tr> <tr> <td>京丹波町営バス</td> <td><u>高原下山線</u>、竹野線 小野鎌谷線、<u>質美線</u> 猪鼻戸津川線、道の駅和線 仏主線、長瀬線 才原大簾線、才原線 上乙見線</td> </tr> <tr> <td>個別輸送</td> <td>スクールバス</td> <td>3市町で運行しているスクールバス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>デマンドバス</td> <td>南丹市デマンドバス</td> <td>日吉地域デマンドバス 美山地域デマンドバス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用有償 旅客運送</td> <td>3市町で運行している交通空白地・福祉有償運送</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>タクシー</td> <td>民間タクシー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>西日本ジェイールバス園福線は、地域公共交通確保維持事業の地域幹線系統補助確保維持費国庫補助金対象路線である。</u></p>	役割・位置づけ	公共交通の種類			基幹的な役割	鉄道	JR 山陰本線	園部駅～綾部駅間	バス	<u>西日本ジェイアー ルバス</u>	園福線（園部～ <u>桧山</u> ）※ 園福線（ <u>桧山</u> ～ <u>福知山</u> ）※	拠点間（駅とバス 停）を結ぶ幹線的な 役割	バス	京阪京都交通	京都美山線	南丹市営バス	美山園部線、大野線	京丹波町営バス	丹波和知線、丹波桧山線 桧山和知線、丹波日吉線	支線的な役割	バス	あやバス	上林線、於見市野瀬線	南丹市営バス	世木線、胡麻線 志和賀線、日吉ダム線 京北線、鶴ヶ岡線 福居線、知井線 河内谷線、知見線 芦生線、佐々里線	ぐるりんバス	摩気・園部東部線	京丹波町営バス	<u>高原下山線</u> 、竹野線 小野鎌谷線、 <u>質美線</u> 猪鼻戸津川線、道の駅和線 仏主線、長瀬線 才原大簾線、才原線 上乙見線	個別輸送	スクールバス	3市町で運行しているスクールバス		デマンドバス	南丹市デマンドバス	日吉地域デマンドバス 美山地域デマンドバス		自家用有償 旅客運送	3市町で運行している交通空白地・福祉有償運送			タクシー	民間タクシー		<p>表 本計画で対象とする公共交通と役割</p> <p style="text-align: center;">表 本計画で対象とする公共交通と役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役割・位置づけ</th> <th colspan="3">公共交通の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基幹的な役割</td> <td>鉄道</td> <td>JR 山陰本線</td> <td>園部駅～綾部駅間 <u>[E]</u></td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td><u>中京交通</u></td> <td>園福線 <u>[E]</u>（園部駅東口～桧山）※ <u>[60・65]</u> 園福線 <u>[E]</u>（桧山～下ノ段）※ <u>[70・80]</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">拠点間（駅とバス 停）を結ぶ幹線的な 役割</td> <td rowspan="3">バス</td> <td>京阪京都交通</td> <td>京都美山線</td> </tr> <tr> <td>南丹市営バス</td> <td>美山園部線 <u>[S60]</u>、大野線 <u>[W37]</u></td> </tr> <tr> <td>京丹波町営バス</td> <td>丹波和知線 <u>[W20]</u>、丹波桧山線 <u>[19]</u> 桧山和知線 <u>[W10]</u>、丹波日吉線 <u>[G50]</u> <u>高原下山線 [M72]</u>、<u>質美線 [M12]</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支線的な役割</td> <td rowspan="5">バス</td> <td>あやバス</td> <td>上林線 <u>[1]</u>、於見市野瀬線 <u>[2]</u></td> </tr> <tr> <td>南丹市営バス</td> <td>世木線 <u>[H14]</u>、胡麻線 <u>[G17]</u> 志和賀線 <u>[H25]</u>、日吉ダム線 <u>[H16]</u> 京北線 <u>[K70・K80]</u>、鶴ヶ岡線 <u>[68]</u> 福居線 <u>[69]</u>、知井線 <u>[C1]</u> 河内谷線 <u>[C4]</u>、知見線 <u>[C3]</u> 芦生線 <u>[C2]</u>、佐々里線 <u>[C2]</u></td> </tr> <tr> <td>ぐるりんバス</td> <td>摩気・園部東部線 <u>[S33・S34]</u></td> </tr> <tr> <td>京丹波町営バス</td> <td>竹野線 <u>[26]</u>、小野鎌谷線 <u>[16]</u> 猪鼻戸津川線 <u>[13]</u>、道の駅和線 <u>[W75]</u> 仏主線 <u>[W41]</u>、長瀬線 <u>[W31]</u> 才原大簾線 <u>[W63]</u>、才原線 <u>[W63]</u> 上乙見線 <u>[W45]</u></td> </tr> <tr> <td>個別輸送</td> <td>スクールバス</td> <td>3市町で運行しているスクールバス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>デマンドバス</td> <td>南丹市デマンドバス</td> <td>日吉地域デマンドバス 美山地域デマンドバス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用有償 旅客運送</td> <td>3市町で運行している交通空白地・福祉有償運送</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>タクシー</td> <td>民間タクシー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>中京交通園福線は、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象路線である。</u></p> <p>【対象地域における地域公共交通確保維持事業の必要性について】</p> <p>○<u>中京交通の園福線[E]（園部駅東口～桧山）については、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等多様な目的での移動を担っている。起終点の園部駅東口及び桧山では、鉄道や地域内交通と接続するなど、地域間幹線系統として、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。</u></p> <p>○<u>中京交通の園福線[E]（桧山～菟原、桧山～下ノ段）については、地域拠点である桧山から周辺部の居住地や福知山高校三和分校等を結ぶ路線であり、地域の移動手段として役割を担っている。また、桧山では地域間幹線系統への接続により、広域への移動も可能とするなど、地域内フィーダー系統として、幹線を補完する欠かせない路線である。</u></p> <p><u>両系統とも、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。</u></p>	役割・位置づけ	公共交通の種類			基幹的な役割	鉄道	JR 山陰本線	園部駅～綾部駅間 <u>[E]</u>	バス	<u>中京交通</u>	園福線 <u>[E]</u> （園部駅東口～桧山）※ <u>[60・65]</u> 園福線 <u>[E]</u> （桧山～下ノ段）※ <u>[70・80]</u>	拠点間（駅とバス 停）を結ぶ幹線的な 役割	バス	京阪京都交通	京都美山線	南丹市営バス	美山園部線 <u>[S60]</u> 、大野線 <u>[W37]</u>	京丹波町営バス	丹波和知線 <u>[W20]</u> 、丹波桧山線 <u>[19]</u> 桧山和知線 <u>[W10]</u> 、丹波日吉線 <u>[G50]</u> <u>高原下山線 [M72]</u> 、 <u>質美線 [M12]</u>	支線的な役割	バス	あやバス	上林線 <u>[1]</u> 、於見市野瀬線 <u>[2]</u>	南丹市営バス	世木線 <u>[H14]</u> 、胡麻線 <u>[G17]</u> 志和賀線 <u>[H25]</u> 、日吉ダム線 <u>[H16]</u> 京北線 <u>[K70・K80]</u> 、鶴ヶ岡線 <u>[68]</u> 福居線 <u>[69]</u> 、知井線 <u>[C1]</u> 河内谷線 <u>[C4]</u> 、知見線 <u>[C3]</u> 芦生線 <u>[C2]</u> 、佐々里線 <u>[C2]</u>	ぐるりんバス	摩気・園部東部線 <u>[S33・S34]</u>	京丹波町営バス	竹野線 <u>[26]</u> 、小野鎌谷線 <u>[16]</u> 猪鼻戸津川線 <u>[13]</u> 、道の駅和線 <u>[W75]</u> 仏主線 <u>[W41]</u> 、長瀬線 <u>[W31]</u> 才原大簾線 <u>[W63]</u> 、才原線 <u>[W63]</u> 上乙見線 <u>[W45]</u>	個別輸送	スクールバス	3市町で運行しているスクールバス		デマンドバス	南丹市デマンドバス	日吉地域デマンドバス 美山地域デマンドバス		自家用有償 旅客運送	3市町で運行している交通空白地・福祉有償運送			タクシー	民間タクシー	
役割・位置づけ	公共交通の種類																																																																																									
基幹的な役割	鉄道	JR 山陰本線	園部駅～綾部駅間																																																																																							
	バス	<u>西日本ジェイアー ルバス</u>	園福線（園部～ <u>桧山</u> ）※ 園福線（ <u>桧山</u> ～ <u>福知山</u> ）※																																																																																							
拠点間（駅とバス 停）を結ぶ幹線的な 役割	バス	京阪京都交通	京都美山線																																																																																							
		南丹市営バス	美山園部線、大野線																																																																																							
		京丹波町営バス	丹波和知線、丹波桧山線 桧山和知線、丹波日吉線																																																																																							
支線的な役割	バス	あやバス	上林線、於見市野瀬線																																																																																							
		南丹市営バス	世木線、胡麻線 志和賀線、日吉ダム線 京北線、鶴ヶ岡線 福居線、知井線 河内谷線、知見線 芦生線、佐々里線																																																																																							
		ぐるりんバス	摩気・園部東部線																																																																																							
		京丹波町営バス	<u>高原下山線</u> 、竹野線 小野鎌谷線、 <u>質美線</u> 猪鼻戸津川線、道の駅和線 仏主線、長瀬線 才原大簾線、才原線 上乙見線																																																																																							
		個別輸送	スクールバス	3市町で運行しているスクールバス																																																																																						
	デマンドバス	南丹市デマンドバス	日吉地域デマンドバス 美山地域デマンドバス																																																																																							
	自家用有償 旅客運送	3市町で運行している交通空白地・福祉有償運送																																																																																								
	タクシー	民間タクシー																																																																																								
役割・位置づけ	公共交通の種類																																																																																									
基幹的な役割	鉄道	JR 山陰本線	園部駅～綾部駅間 <u>[E]</u>																																																																																							
	バス	<u>中京交通</u>	園福線 <u>[E]</u> （園部駅東口～桧山）※ <u>[60・65]</u> 園福線 <u>[E]</u> （桧山～下ノ段）※ <u>[70・80]</u>																																																																																							
拠点間（駅とバス 停）を結ぶ幹線的な 役割	バス	京阪京都交通	京都美山線																																																																																							
		南丹市営バス	美山園部線 <u>[S60]</u> 、大野線 <u>[W37]</u>																																																																																							
		京丹波町営バス	丹波和知線 <u>[W20]</u> 、丹波桧山線 <u>[19]</u> 桧山和知線 <u>[W10]</u> 、丹波日吉線 <u>[G50]</u> <u>高原下山線 [M72]</u> 、 <u>質美線 [M12]</u>																																																																																							
支線的な役割	バス	あやバス	上林線 <u>[1]</u> 、於見市野瀬線 <u>[2]</u>																																																																																							
		南丹市営バス	世木線 <u>[H14]</u> 、胡麻線 <u>[G17]</u> 志和賀線 <u>[H25]</u> 、日吉ダム線 <u>[H16]</u> 京北線 <u>[K70・K80]</u> 、鶴ヶ岡線 <u>[68]</u> 福居線 <u>[69]</u> 、知井線 <u>[C1]</u> 河内谷線 <u>[C4]</u> 、知見線 <u>[C3]</u> 芦生線 <u>[C2]</u> 、佐々里線 <u>[C2]</u>																																																																																							
		ぐるりんバス	摩気・園部東部線 <u>[S33・S34]</u>																																																																																							
		京丹波町営バス	竹野線 <u>[26]</u> 、小野鎌谷線 <u>[16]</u> 猪鼻戸津川線 <u>[13]</u> 、道の駅和線 <u>[W75]</u> 仏主線 <u>[W41]</u> 、長瀬線 <u>[W31]</u> 才原大簾線 <u>[W63]</u> 、才原線 <u>[W63]</u> 上乙見線 <u>[W45]</u>																																																																																							
		個別輸送	スクールバス	3市町で運行しているスクールバス																																																																																						
	デマンドバス	南丹市デマンドバス	日吉地域デマンドバス 美山地域デマンドバス																																																																																							
	自家用有償 旅客運送	3市町で運行している交通空白地・福祉有償運送																																																																																								
	タクシー	民間タクシー																																																																																								

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画 新旧対照表（案）

頁 (現計画)	現行	変更案
P40	<p>8. 課題解決と上位計画実現のための具体的施策</p> <p>地域公共交通計画の将来像</p> <p>安全安心で豊かな暮らしの基盤となり、交流と定住を促進する「森の京都『おでかけ』システム」の実現</p> <p>基本方針</p> <p>①地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする。</p> <p>①-1 公共交通利用への自発的な転換・定着の促進</p> <p><u>①-2</u> 地元との懇談会等による公共交通サービス改善の継続的な検討</p>	<p>8. 課題解決と上位計画実現のための具体的施策</p> <p>地域公共交通計画の将来像</p> <p>安全安心で豊かな暮らしの基盤となり、交流と定住を促進する「森の京都『おでかけ』システム」の実現</p> <p>基本方針</p> <p>①地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする。</p> <p>①-1 公共交通利用への自発的な転換・定着の促進</p> <p><u>①-2 地域旅客運送サービス継続事業</u></p> <p><u>①-3</u> 地元との懇談会等による公共交通サービス改善の継続的な検討</p>
P43 と P44 の 間に 追加	<p>①-1 公共交通利用への自発的な転換・定着の促進</p> <p><u>①-2</u> 地元との懇談会等による公共交通サービス改善の継続的な検討</p>	<p>①-1 公共交通利用への自発的な転換・定着の促進</p> <p><u>①-2 地域旅客運送サービス継続事業</u></p> <p><u>①-3</u> 地元との懇談会等による公共交通サービス改善の継続的な検討</p>

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画 新旧対照表（案）

頁 (現計画)	現行	変更案																																																																		
P64	<p>9. 施策目標の達成状況を評価する数値目標</p> <p>9.1 数値目標の設定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #e91e63; color: white; margin: 0;">基本方針① 地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価指標</th> <th style="width: 15%;">基準値 (R1 年)</th> <th style="width: 15%;">現況値 (R2年)</th> <th style="width: 15%;">目標値 (R8 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR山陰本線(園部～綾部)の年間利用者数(人)</td> <td>453,840</td> <td>352,955</td> <td>373,034</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">利用者あたりの 公的資金投入額 (円/人)</td> <td>あやバス</td> <td>613.9</td> <td>764.4</td> <td>778.7</td> </tr> <tr> <td>南丹市営バス</td> <td>1,302.2</td> <td>1,888.3</td> <td>1,659.8</td> </tr> <tr> <td>ぐるりんバス</td> <td>1,230.2</td> <td>1,342.2</td> <td>1,521.1</td> </tr> <tr> <td>京丹波町営バス</td> <td>829.7</td> <td>1,064.5</td> <td>1,047.9</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">西日本ジェイアールバス 園福線(園部～<u>松山</u>)※</td> <td style="color: red;">163.5</td> <td style="color: red;">330.0</td> <td style="color: red;">311.8</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">西日本ジェイアールバス 園福線(松山～<u>福知山</u>)※</td> <td style="color: red;">661.9</td> <td style="color: red;">686.7</td> <td style="color: red;">935.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※西日本ジェイアールバス園福線は、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金対象路線である。</p> </div>	評価指標	基準値 (R1 年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8 年)	JR山陰本線(園部～綾部)の年間利用者数(人)	453,840	352,955	373,034	利用者あたりの 公的資金投入額 (円/人)	あやバス	613.9	764.4	778.7	南丹市営バス	1,302.2	1,888.3	1,659.8	ぐるりんバス	1,230.2	1,342.2	1,521.1	京丹波町営バス	829.7	1,064.5	1,047.9	西日本ジェイアールバス 園福線(園部～ <u>松山</u>)※	163.5	330.0	311.8	西日本ジェイアールバス 園福線(松山～ <u>福知山</u>)※	661.9	686.7	935.1	<p>9. 施策目標の達成状況を評価する数値目標</p> <p>9.1 数値目標の設定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #e91e63; color: white; margin: 0;">基本方針① 地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価指標</th> <th style="width: 15%;">基準値 (R1 年)</th> <th style="width: 15%;">現況値 (R2年)</th> <th style="width: 15%;">目標値 (R8 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR山陰本線(園部～綾部)の年間利用者数(人)</td> <td>453,840</td> <td>352,955</td> <td>373,034</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">利用者あたりの 公的資金投入額 (円/人)</td> <td>あやバス</td> <td>613.9</td> <td>764.4</td> <td>778.7</td> </tr> <tr> <td>南丹市営バス</td> <td>1,302.2</td> <td>1,888.3</td> <td>1,659.8</td> </tr> <tr> <td>ぐるりんバス</td> <td>1,230.2</td> <td>1,342.2</td> <td>1,521.1</td> </tr> <tr> <td>京丹波町営バス</td> <td>829.7</td> <td>1,064.5</td> <td>1,047.9</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">中京交通 園福線(園部～<u>松山</u>)※</td> <td style="color: red;">-</td> <td style="color: red;">-</td> <td style="color: red;">347.3</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">中京交通 園福線(松山～<u>下ノ段</u>)※</td> <td style="color: red;">-</td> <td style="color: red;">-</td> <td style="color: red;">903.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※中京交通園福線は、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象路線である。</p> </div>	評価指標	基準値 (R1 年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8 年)	JR山陰本線(園部～綾部)の年間利用者数(人)	453,840	352,955	373,034	利用者あたりの 公的資金投入額 (円/人)	あやバス	613.9	764.4	778.7	南丹市営バス	1,302.2	1,888.3	1,659.8	ぐるりんバス	1,230.2	1,342.2	1,521.1	京丹波町営バス	829.7	1,064.5	1,047.9	中京交通 園福線(園部～ <u>松山</u>)※	-	-	347.3	中京交通 園福線(松山～ <u>下ノ段</u>)※	-	-	903.4
評価指標	基準値 (R1 年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8 年)																																																																	
JR山陰本線(園部～綾部)の年間利用者数(人)	453,840	352,955	373,034																																																																	
利用者あたりの 公的資金投入額 (円/人)	あやバス	613.9	764.4	778.7																																																																
	南丹市営バス	1,302.2	1,888.3	1,659.8																																																																
	ぐるりんバス	1,230.2	1,342.2	1,521.1																																																																
	京丹波町営バス	829.7	1,064.5	1,047.9																																																																
	西日本ジェイアールバス 園福線(園部～ <u>松山</u>)※	163.5	330.0	311.8																																																																
	西日本ジェイアールバス 園福線(松山～ <u>福知山</u>)※	661.9	686.7	935.1																																																																
評価指標	基準値 (R1 年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8 年)																																																																	
JR山陰本線(園部～綾部)の年間利用者数(人)	453,840	352,955	373,034																																																																	
利用者あたりの 公的資金投入額 (円/人)	あやバス	613.9	764.4	778.7																																																																
	南丹市営バス	1,302.2	1,888.3	1,659.8																																																																
	ぐるりんバス	1,230.2	1,342.2	1,521.1																																																																
	京丹波町営バス	829.7	1,064.5	1,047.9																																																																
	中京交通 園福線(園部～ <u>松山</u>)※	-	-	347.3																																																																
	中京交通 園福線(松山～ <u>下ノ段</u>)※	-	-	903.4																																																																

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画 新旧対照表（案）

頁 (現計画)		現行						変更案									
P65		評価指標		バスの収支率(%)			(参考)年間利用者数(人)			評価指標		バスの収支率(%)			(参考)年間利用者数(人)		
				基準値 (R1年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8年)	基準値 (R1年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8年)			基準値 (R1年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8年)	基準値 (R1年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8年)
あやバス	上林線	26.01%	20.23%	21.57%	71,659	61,195	59,424	あやバス	上林線	26.01%	20.23%	21.57%	71,659	61,195	59,424		
	於見市野瀬線	10.54%	8.59%	8.74%	6,790	5,745	5,631	あやバス	於見市野瀬線	10.54%	8.59%	8.74%	6,790	5,745	5,631		
南丹市営バス	知井線	4.44%	4.02%	3.66%	2,446	2,883	2,014	南丹市営バス	知井線	4.44%	4.02%	3.66%	2,446	2,883	2,014		
	芦生線・佐々里線	0.43%	0.39%	0.36%	315	121	259		芦生線・佐々里線	0.43%	0.39%	0.36%	315	121	259		
	大野線	4.62%	3.62%	3.80%	6,602	5,504	5,435		大野線	4.62%	3.62%	3.80%	6,602	5,504	5,435		
	鶴ヶ岡線	2.68%	2.42%	2.20%	3,473	2,761	2,859		鶴ヶ岡線	2.68%	2.42%	2.20%	3,473	2,761	2,859		
	知見線・河内谷線	42.74%	38.64%	35.19%	46	153	38		知見線・河内谷線	42.74%	38.64%	35.19%	46	153	38		
	福居線	0.88%	1.03%	0.73%	129	254	106		福居線	0.88%	1.03%	0.73%	129	254	106		
	京北線	18.51%	16.74%	15.24%	13,431	10,285	11,058		京北線	18.51%	16.74%	15.24%	13,431	10,285	11,058		
	世木線	4.04%	3.65%	3.33%	5,576	3,183	4,591		世木線	4.04%	3.65%	3.33%	5,576	3,183	4,591		
	胡麻線・志和賀線	6.40%	5.79%	5.27%	9,403	6,560	7,741		胡麻線・志和賀線	6.40%	5.79%	5.27%	9,403	6,560	7,741		
	五ヶ荘線・美山園部線	37.63%	34.02%	30.98%	65,654	47,854	54,053		五ヶ荘線・美山園部線	37.63%	34.02%	30.98%	65,654	47,854	54,053		
ぐるりんバス	摩気・園部東部線	9.23%	9.40%	7.60%	9,953	8,362	8,194	ぐるりんバス	摩気・園部東部線	9.23%	9.40%	7.60%	9,953	8,362	8,194		
京丹波町営バス	丹波和知線	14.04%	10.00%	11.25%	34,031	26,175	27,276	京丹波町営バス	丹波和知線	14.04%	10.00%	11.25%	34,031	26,175	27,276		
	丹波松山線	11.49%	6.85%	9.21%	16,304	13,388	13,068		丹波松山線	11.49%	6.85%	9.21%	16,304	13,388	13,068		
	高原下山線	6.15%	6.04%	4.93%	18,187	16,043	14,577		高原下山線	6.15%	6.04%	4.93%	18,187	16,043	14,577		
	竹野線	5.81%	3.52%	4.65%	2,989	2,334	2,396		竹野線	5.81%	3.52%	4.65%	2,989	2,334	2,396		
	質美線	5.99%	5.28%	4.80%	14,172	12,800	11,359		質美線	5.99%	5.28%	4.80%	14,172	12,800	11,359		
	小野鎌谷線	1.56%	0.91%	1.25%	16,216	12,143	12,997		小野鎌谷線	1.56%	0.91%	1.25%	16,216	12,143	12,997		
	猪鼻戸津川線	1.85%	1.56%	1.48%	13,991	10,198	11,214		猪鼻戸津川線	1.85%	1.56%	1.48%	13,991	10,198	11,214		
	仏主線	4.54%	4.45%	3.64%	7,574	5,366	6,071		仏主線	4.54%	4.45%	3.64%	7,574	5,366	6,071		
	上乙見線	3.43%	2.32%	2.75%	4,237	3,616	3,396		上乙見線	3.43%	2.32%	2.75%	4,237	3,616	3,396		
	長瀬線	9.80%	6.64%	7.85%	6,074	5,328	4,868		長瀬線	9.80%	6.64%	7.85%	6,074	5,328	4,868		
	才原大簾線・才原線	3.21%	1.08%	2.58%	11,649	8,519	9,337		才原大簾線・才原線	3.21%	1.08%	2.58%	11,649	8,519	9,337		
	松山和知線	1.16%	1.37%	0.93%	453	443	363		松山和知線	1.16%	1.37%	0.93%	453	443	363		
	道の駅和知線	0.44%	0.41%	0.36%	74	66	59		道の駅和知線	0.44%	0.41%	0.36%	74	66	59		
	丹波日吉線	1.81%	1.81%	1.45%	1,160	1,160	930		丹波日吉線	1.81%	1.81%	1.45%	1,160	1,160	930		
	西日本ジェイアールバス	園福線※(園部～松山)	72.70%	59.24%	58.27%	102,653	77,209		82,276	中京交通	園福線※(園部駅東口～松山)	=	=	44.60%	=	=	82,276
		園福線※(松山～福知山)	40.01%	41.78%	32.07%	60,258	57,827		48,296		園福線※(松山～下ノ段)	=	=	16.20%	=	=	21,939

※西日本ジェイアールバス園福線は、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金対象路線である。

※中京交通園福線は、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象路線である。

7.4 地域広域交通の位置づけと役割

目指すべき地域公共交通の将来像の実現に向けて、本計画で対象とする公共交通とその役割を次のように定める。

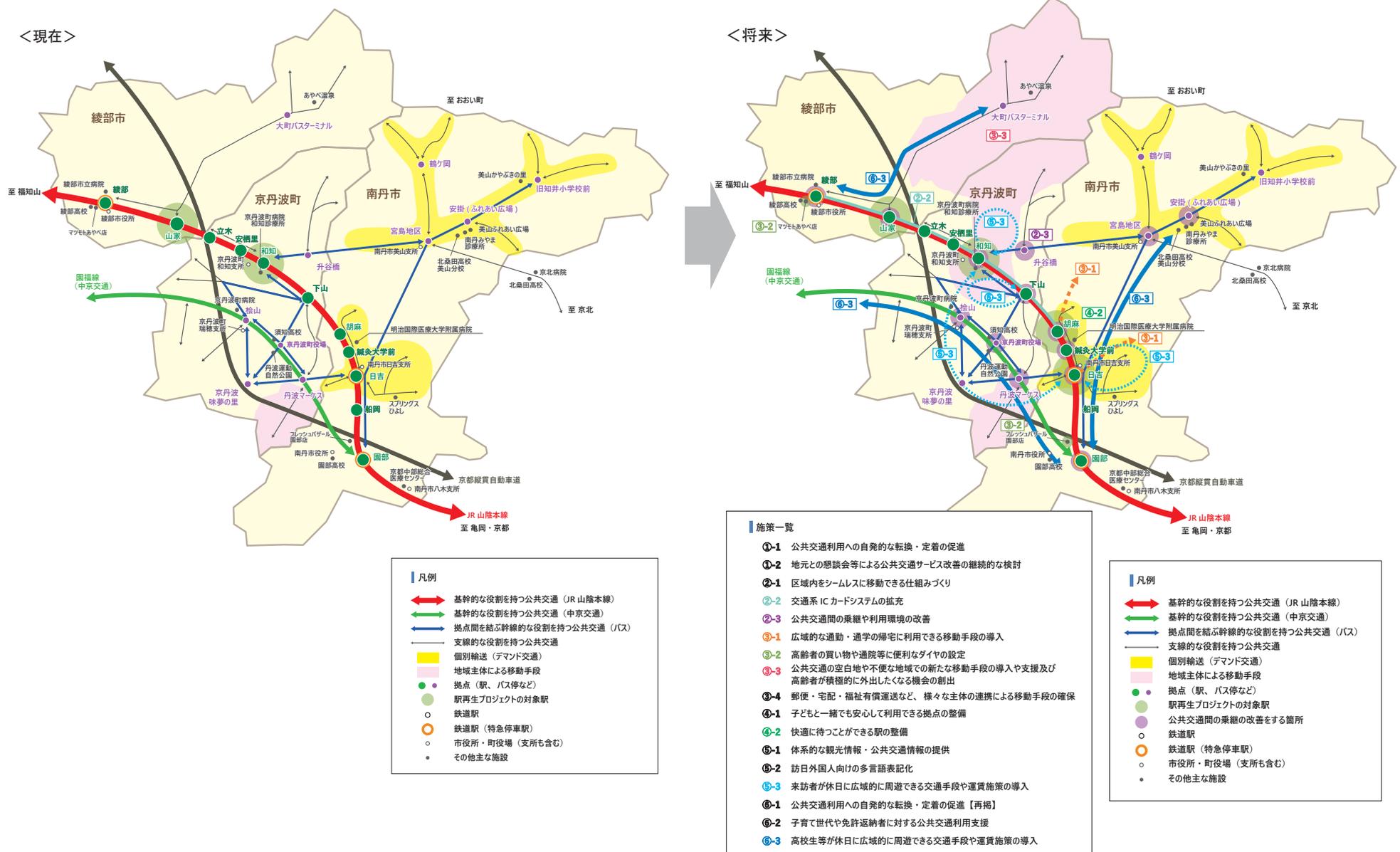


図 3 市町の公共交通体系の骨格イメージ (現在・将来)

表 本計画で対象とする公共交通と役割

役割・位置づけ	公共交通の種類		
基幹的な役割	鉄道	JR 山陰本線	園部駅～綾部駅間 [E]
	バス	中京交通	園福線 [E] (園部駅東口～桧山) * [60・65] 園福線 [E] (桧山～下ノ段) * [70・80]
拠点間 (駅とバス停) を結ぶ幹線的な役割	バス	京阪京都交通	京都美山線
		南丹市営バス	美山園部線 [S60]、大野線 [W37]
		京丹波町営バス	丹波和知線 [W20]、丹波桧山線 [19] 桧山和知線 [W10]、丹波日吉線 [G50] 高原下山線 [M72]、質美線 [M12]
支線的な役割	バス	あやバス	上林線 [1]、於見市野瀬線 [2]
		南丹市営バス	世木線 [H14]、胡麻線 [G17] 志和賀線 [H25]、日吉ダム線 [H16] 京北線 [K70・K80]、鶴ヶ岡線 [68] 福居線 [69]、知井線 [C1] 河内谷線 [C4]、知見線 [C3] 芦生線 [C2]、佐々里線 [C2]
		ぐるりんバス	摩気・園部東部線 [S33・S34]
		京丹波町営バス	竹野線 [26]、小野鎌谷線 [16] 猪鼻戸津川線 [13]、道の駅和線 [W75] 仏主線 [W41]、長瀬線 [W31] 才原大簾線 [W63]、才原線 [W63] 上乙見線 [W45]
個別輸送	スクールバス	3市町で運行しているスクールバス	
	デマンドバス	南丹市デマンドバス	日吉地域デマンドバス 美山地域デマンドバス
	自家用有償旅客運送	3市町で運行している交通空白地・福祉有償運送	
	タクシー	民間タクシー	

※中京交通園福線は、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象路線である。

【対象地域における地域公共交通確保維持事業の必要性について】

○中京交通の園福線[E] (園部駅東口～桧山) については、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等多様な目的での移動を担っている。起終点の園部駅東口及び桧山では、鉄道や地域内交通と接続するなど、地域間幹線系統として、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。

○中京交通の園福線[E] (桧山～菟原、桧山～下ノ段) については、地域拠点である桧山から周辺部の居住地や福知山高校三和分校等を結ぶ路線であり、地域の移動手段として役割を担っている。また、桧山では地域間幹線系統への接続により、広域への移動も可能とするなど、地域内フィーダー系統として、幹線を補完する欠かせない路線である。

両系統とも、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

表 本計画で対象とする公共交通と役割

役割・位置づけ	公共交通の種類		
基幹的な役割	鉄道	JR 山陰本線	園部駅～綾部駅間 [E]
	バス	中京交通	園福線 [E] (園部駅東口～桧山) * [60・65] 園福線 [E] (桧山～下ノ段) * [70・80]
拠点間 (駅とバス停) を結ぶ幹線的な役割	バス	京阪京都交通	京都美山線
		南丹市営バス	美山園部線 [S60]、大野線 [W37]
		京丹波町営バス	丹波和知線 [W20]、丹波桧山線 [19] 桧山和知線 [W10]、丹波日吉線 [G50] 高原下山線 [M72]、質美線 [M12]
支線的な役割	バス	あやバス	上林線 [1]、於見市野瀬線 [2]
		南丹市営バス	世木線 [H14]、胡麻線 [G17] 志和賀線 [H25]、日吉ダム線 [H16] 京北線 [K70・K80]、鶴ヶ岡線 [68] 福居線 [69]、知井線 [C1] 河内谷線 [C4]、知見線 [C3] 芦生線 [C2]、佐々里線 [C2]
		ぐるりんバス	摩気・園部東部線 [S33・S34]
		京丹波町営バス	竹野線 [26]、小野鎌谷線 [16] 猪鼻戸津川線 [13]、道の駅和線 [W75] 仏主線 [W41]、長瀬線 [W31] 才原大簾線 [W63]、才原線 [W63] 上乙見線 [W45]
		スクールバス	3市町で運行しているスクールバス
個別輸送	デマンドバス	南丹市デマンドバス	日吉地域デマンドバス 美山地域デマンドバス
	自家用有償旅客運送	3市町で運行している交通空白地・福祉有償運送	
	タクシー	民間タクシー	

※中京交通園福線は、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象路線である。

【対象地域における地域公共交通確保維持事業の必要性について】

○中京交通の園福線[E] (園部駅東口～桧山) については、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等多様な目的での移動を担っている。起終点の園部駅東口及び桧山では、鉄道や地域内交通と接続するなど、地域間幹線系統として、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。

○中京交通の園福線[E] (桧山～菟原、桧山～下ノ段) については、地域拠点である桧山から周辺部の居住地や福知山高校三和分校等を結ぶ路線であり、地域の移動手段として役割を担っている。また、桧山では地域間幹線系統への接続により、広域への移動も可能とするなど、地域内フィーダー系統として、幹線を補完する欠かせない路線である。

両系統とも、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

地域公共交通計画の 将来像	基本方針	施策	施策の 主な対象	取組内容	実施主体										実施時期									目標とする指標		
					練 部 市	南 丹 市	京 町 波	京 都 府	J R	民 間 バ ス	シ タ ク シ	施 設 等 ・ 住 民	以 前	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	以 降	R 9					
安全安心で豊かな暮 らしの基盤となり、 交流と定住を促進す る「森の京都『おで かけ』システム」の 実現	①地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主 体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活性化 することで、地域公共交通システムを持続可能とする	①-1 公共交通利用への自発的な転換・定着の促進	日常生活 交通	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施	○	○	○	○										○	継続	モビリティ・マネジメントの実施	継続					
				中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施	○	○	○	○												○	継続	モビリティ・マネジメントの実施	継続			
				小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施	○	○	○	○													○	継続	モビリティ・マネジメントの実施	継続		
				免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施	○	○	○	○													○	継続	モビリティ・マネジメントの実施	継続		
				乗換ダイヤもわかりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布	○	○	○	○													○	継続	冊子の配布	継続		
		①-2 地域旅客運送サービス継続事業	日常生活 交通	園福線撤退に係る代替運行の実施		○	○	○	○		○									○	公券	冊子の配布	継続			
		①-2 地元との懇談会等による公共交通サービス改善の継続的な 検討	日常生活 交通	地元住民や関係者との懇談会の実施	○	○	○	○												○	継続	懇談会の実施	継続			
				地元高校生と協働した乗って支える運動の実施	○	○	○	○												○	継続	乗って支える運動	継続			
				バス・タクシー運転手の人材確保		○	○	○	○		○	○									継続	運転手の人材確保	継続			
		安全安心で豊かな暮 らしの基盤となり、 交流と定住を促進す る「森の京都『おで かけ』システム」の 実現	②JR山陰本線（園部～綾部）の複線化を視野に、 まずコロナ禍等での減便からの回復を目指し、沿線 全体の公共交通サービスを改善することで利用者を 増やす	②-1 区域内をシームレスに移動できる仕組みづくり	全般	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入	○	○	○	○	○	○	○										事例研究	協議	継続	
②-2 交通系ICカードシステムの拡充	○					○	○	○	○													継続	協議・勉強会実施	継続		
②-3 公共交通間の乗継や利用環境の改善	○					○	○	○	○	○												継続	ダイヤ調整（随時）	継続		
③高校生・高齢者を主なターゲットに、自家用車に 頼らなくても通勤・通学・買い物・通院でき、「健 幸」に暮らせる地域を目指す	③-1 広域的な通勤・通学の帰宅に利用できる移動手段の導入			日常生活 交通	利用実態に応じたJR山陰本線の利便性の向上	○	○	○	○	○											継続	利便性の向上	継続			
					家族等の送迎に頼らずに帰宅できる公共交通サービスの導入		○		○														継続	事例研究	協議	継続
	③-2 高齢者の買い物や通院等に便利なダイヤの設定			日常生活 交通	主な商業施設や医療機関を経由するバス路線への見直し	○	○	○	○													継続	対象施設との調整・実施	継続		
					主な商業施設や医療機関から午後早くまでに帰宅できるダイヤへの見直し		○		○														継続	ダイヤの見直し（随時）	継続	
③-3 公共交通の空白地や不便な地域での新たな移動手段の導入 や支援及び高齢者が積極的に外出したくなる機会の創出	日常生活 交通			地域が主体となった移動手段の導入の支援	○		○	○												○	継続	協議・調整 実証実験	導入支援	継続		
③-4 郵便・宅配・福祉有償運送等、様々な主体の連携による移 動手段の確保	日常生活 交通			買い物代行・輸送サービス等の実施	○	○	○	○													継続	事例研究 制度設計	導入調整 実証実験	継続		
安全安心で豊かな暮 らしの基盤となり、 交流と定住を促進す る「森の京都『おで かけ』システム」の 実現	④鉄道駅・主要バス停の乗継利便性や待ち快適性を 高め、安心感があり立ち寄りたくなる拠点へと変 え、地域内外の交流を促進する			④-1 子どもと一緒に安心して利用できる拠点の整備	全般	安全安心な待合空間づくり	○	○	○	○	○	○	○									○	関係機関調整・実施			
		駅構内の段差解消等の実施	○						○	○												○	関係機関調整・実施			
		④-2 快適に待つことができる駅の整備	全般	駅再生プロジェクトの推進		○	○	○	○	○											継続	関係機関調整・改修		利用促進		
		⑤案内強化やMaaS等によって公共交通を分かりやす くし、一体化を進めることで使いやすさを向上さ せ、特に観光での移動を便利で快適にする	⑤-1 体系的な観光情報・公共交通情報の提供	観光・ 交流交通	地域公共交通に関するポータルサイトの充実や総合時刻表・交通マップの作成	○	○	○	○	○	○	○	○									継続	時刻表作成	HP公開・配布		
					バス停名称統一、バスナンバリングの導入等	○	○	○	○														継続	ナンバリング	周知	
					駅・バス停での観光案内・乗換案内の充実	○	○	○	○	○	○												継続	案内板改善	周知	
					乗る楽しみの向上	○	○	○	○	○	○												継続	関係機関調整	乗る楽しみ向上	
		⑤-2 訪日外国人向けの多言語表記化	観光・ 交流交通	外国人観光客向け情報冊子作成	○	○	○	○													継続	情報冊子作成	配布継続	継続		
				駅から出発する交通手段や周辺の観光案内の多言語表記化	○	○	○	○	○	○	○	○	○									継続	多言語表記化		継続	
		⑤-3 来訪者が休日に広域的に周遊できる交通手段や運賃施策の 導入	観光・ 交流交通	主要駅から地域内の観光施設を巡回するバスの運行				○	○													継続	事例研究	導入調整	継続	
区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	○			○	○	○	○	○	○	○											継続	事例研究	協議	継続		
安全安心で豊かな暮 らしの基盤となり、 交流と定住を促進す る「森の京都『おで かけ』システム」の 実現	⑥まちづくりと連携した公共交通サービス改善に よって「おでかけ」したくなる地域とすることで、 コロナ禍を乗り越え、人口減少特に若年層の流出を 食い止める	⑥-1 公共交通利用への自発的な転換・定着の促進 【再掲】	日常生活 交通	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	○	○	○	○												継続	モビリティ・マネジメントの実施	継続				
				中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	○	○	○	○														継続	モビリティ・マネジメントの実施	継続		
				小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	○	○	○	○														継続	モビリティ・マネジメントの実施	継続		
				免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	○	○	○	○														継続	モビリティ・マネジメントの実施	継続		
				乗換ダイヤもわかりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布【再掲】	○	○	○	○														○	継続	冊子の配布	継続	
		⑥-2 子育て世代や免許返納者に対する公共交通利用支援 を食い止める	日常生活 交通	妊娠中や育児中の方を対象とした子育てタクシーの導入と運賃支援	○	○	○	○														継続	事例研究	導入調整		
				高校生・大学生等への通学運賃補助制度の継続・拡充	○	○	○	○	○	○												継続	制度継続・拡充検討		継続	
				免許返納後の公共交通利用の支援制度の継続・拡充	○	○	○	○	○	○	○	○	○									継続	制度継続・拡充検討		継続	
				主な移動先のダイヤ情報等を記載したマイ時刻表の作成	○	○	○	○														継続	マイ時刻表作成		継続	
		⑥-3 高校生等が休日に広域的に周遊できる交通手段や運賃施策 の導入	日常生活 交通	地域内の拠点（学校等）を巡回し、主要駅まで運行する急行バスの運行	○	○	○	○														継続	事例研究	導入調整		
区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	○			○	○	○	○	○	○												継続	事例研究	協議	継続		

※重点施策を着色

■基本方針①「地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする」に関する施策

基本方針① 地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする															
施策	①－2 地域旅客運送サービス継続事業 関連する基本方針 ③ ⑥														
目的	地域住民の生活交通の確保、継続を図るために地域旅客運送サービス継続事業を実施。														
取組内容	<p>■事業概要</p> <p>西日本ジェイアールバス(株)が運行する園福線の廃止に伴い、沿線自治体（京都府、福知山市、南丹市、京丹波町）及び関係者と路線維持に向けて検討、協議を重ね、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、運行を確保することとなった。</p> <p>令和5年3月に運行予定事業者を公募し、5月に京都交通(株)及び(有)中京交通を運行予定事業者として選定。令和6年4月から以下のとおり運行する。</p> <p>■対象路線の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運送機関の種類：一般乗合旅客自動車運送事業 ・ 運行予定事業者：京都交通(株)、(有)中京交通 ・ 運行区域：福知山市域 → 京都交通(株) 福知山市（三和町）、南丹市、京丹波町域 → (有)中京交通 ・ 運賃・路線等は別途作成する地域旅客運送サービス継続実施計画に記載。 														
実施主体	福知山市、南丹市、京丹波町、京都府、民間バス														
実施時期 (年度)	<table border="1"> <tr> <td>～R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> <td>R9～</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">公募等</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">サービスの開始</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">継続</td> </tr> </table>	～R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	公募等		サービスの開始			継続	
～R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～									
公募等		サービスの開始			継続										

9. 施策目標の達成状況を評価する数値目標

基本方針① 地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする				
評価指標		基準値 (R1年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8年)
JR山陰本線(園部～綾部)の年間利用者数(人)		453,840	352,955	373,034
利用者あたりの 公的資金投入額 (円/人)	あやバス	613.9	764.4	778.7
	南丹市営バス	1,302.2	1,888.3	1,659.8
	ぐるりんバス	1,230.2	1,342.2	1,521.1
	京丹波町営バス	829.7	1,064.5	1,047.9
	中京交通 園福線(園部駅東口～桧山)※	-	-	347.3
	中京交通 園福線(桧山～下ノ段)※	-	-	903.4

※中京交通園福線は、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象路線である。

評価指標		バスの収支率(%)			(参考)年間利用者数(人)		
		基準値 (R1年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8年)	基準値 (R1年)	現況値 (R2年)	目標値 (R8年)
あやバス	上林線	26.01%	20.23%	21.57%	71,659	61,195	59,424
	於見市野瀬線	10.54%	8.59%	8.74%	6,790	5,745	5,631
南丹市営 バス	知井線	4.44%	4.02%	3.66%	2,446	2,883	2,014
	芦生線・佐々里線	0.43%	0.39%	0.36%	315	121	259
	大野線	4.62%	3.62%	3.80%	6,602	5,504	5,435
	鶴ヶ岡線	2.68%	2.42%	2.20%	3,473	2,761	2,859
	知見線・河内谷線	42.74%	38.64%	35.19%	46	153	38
	福居線	0.88%	1.03%	0.73%	129	254	106
	京北線	18.51%	16.74%	15.24%	13,431	10,285	11,058
	世木線	4.04%	3.65%	3.33%	5,576	3,183	4,591
	胡麻線・志和賀線	6.40%	5.79%	5.27%	9,403	6,560	7,741
	五ヶ荘線・ 美山園部線	37.63%	34.02%	30.98%	65,654	47,854	54,053
	ぐるりんバス	摩気・園部東部線	9.23%	9.40%	7.60%	9,953	8,362
京丹波 町営バス	丹波和知線	14.04%	10.00%	11.25%	34,031	26,175	27,276
	丹波桧山線	11.49%	6.85%	9.21%	16,304	13,388	13,068
	高原下山線	6.15%	6.04%	4.93%	18,187	16,043	14,577
	竹野線	5.81%	3.52%	4.65%	2,989	2,334	2,396
	質美線	5.99%	5.28%	4.80%	14,172	12,800	11,359
	小野鎌谷線	1.56%	0.91%	1.25%	16,216	12,143	12,997
	猪鼻戸津川線	1.85%	1.56%	1.48%	13,991	10,198	11,214
	仏主線	4.54%	4.45%	3.64%	7,574	5,366	6,071
	上乙見線	3.43%	2.32%	2.75%	4,237	3,616	3,396
	長瀬線	9.80%	6.64%	7.85%	6,074	5,328	4,868
	才原大簾線・ 才原線	3.21%	1.08%	2.58%	11,649	8,519	9,337
	桧山和知線	1.16%	1.37%	0.93%	453	443	363
	道の駅和線	0.44%	0.41%	0.36%	74	66	59
	丹波日吉線	1.81%	1.81%	1.45%	1,160	1,160	930
	中京交通	園福線※ (園部駅東口～桧山)	-	-	44.60%	-	-
園福線※ (桧山～下ノ段)		-	-	16.20%	-	-	21,939

※中京交通園福線は、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金対象路線である。

(案)
園福線地域旅客運送サービス継続実施計画

1. 目的

西日本ジェイアールバス株式会社が運行するバス路線（園福線）の廃止に伴い、影響を受ける住民（福知山市、南丹市、京丹波町）の日常生活や地域への来訪に必要な移動手段を確保するため、地域旅客運送サービス継続事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 実施区域

- ・福知山市：厚中町、篠尾新町、西本町、駅前町、南栄町、内記一丁目、内記五丁目、内記六丁目、蛇ヶ端、土師宮町、土師新町東、土師新町南、市の谷、長田段、上松、長田南、多保市、岩崎、池田、三俣、堀越、生野、萩原、芦洲、寺尾、千束、梅原、辻、菟原下一、菟原中、大身
- ・南丹市：上木崎町大谷、上木崎町峠尻、上木崎町年ノ森、上木崎町入道、河原町、上本町、上本町南、美園町、小山東町
- ・京丹波町：下大久保大久保坪、上大久保田中ノ下、上大久保船谷、水原六ノ坪、水原片山、水原フロノ元、坂井青山、井尻松ヶ鼻、井尻コハケ谷、井尻上ノ地、和田前田、和田安階、橋爪桧山、和田大下、橋爪中山、橋爪大野、豊田九手、豊田水落、豊田下川原、曾根崩下代、蒲生蒲生野、蒲生堂ノ上、須知伏拝、須知天神、須知岡畑、須知岩山、水戸庄ノ下、水戸町、新水戸二反田、水戸小ノ欠、水戸中垣内、新水戸浦ヶ谷、新水戸大峠

3. 事業の内容・実施主体

実施内容・実施主体

実施区域	福知山市	福知山市、南丹市、京丹波町
事業主体	京都交通株式会社	有限会社中京交通
運送機関	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
態様	路線定期運行	路線定期運行
運行期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日	
運行路線	別紙1 路線図のとおり	
運行日	毎日	
運行時間・便数	別紙2 時刻表のとおり	
運行車両	中型車両 1台	大型車両 2台 中型車両 3台
運賃体系	別紙3 運賃表のとおり	

4. 地方公共団体による支援の内容

府、沿線市町において、運行費用等に対し、所要の額を支援。

5. 実施予定期間

令和6年4月～令和9年3月

(案)

6. 事業実施に必要な資金の額・調達方法 実施年度：令和6年度から令和8年度

項目	総事業費 (千円)	内訳 (千円)	調達方法	
			調達主体	補助金等
民間バス路線 による継続 (園部駅東口 ～桧山) (桧山～下ノ段)	377,948 千円	補助金 305,814 千円	・(有)中京交通 ・JR 山陰本線(園部～綾部)沿線 地域公共交通 活性化協議会 ・福知山市地域公 共交通会議	・地域間幹線系統確保維持費国庫 補助金 ・地域内フィーダー系統確保維持 費国庫補助金 ・車両減価償却費等国庫補助金 ・沿線自治体(京都府、福知山市、 南丹市、京丹波町)補助金
		その他 72,134 千円	(有)中京交通	・運賃収入等
民間バス路線 による継続 (市民病院～ 丹波大身)	103,722 千円	補助金 78,024 千円	福知山市地域公 共交通会議	・地域間幹線系統確保維持費国庫 補助金 ・車両減価償却費等国庫補助金 ・沿線自治体(京都府、福知山市) 補助金
		その他 25,698 千円	京都交通(株)	・運賃収入等

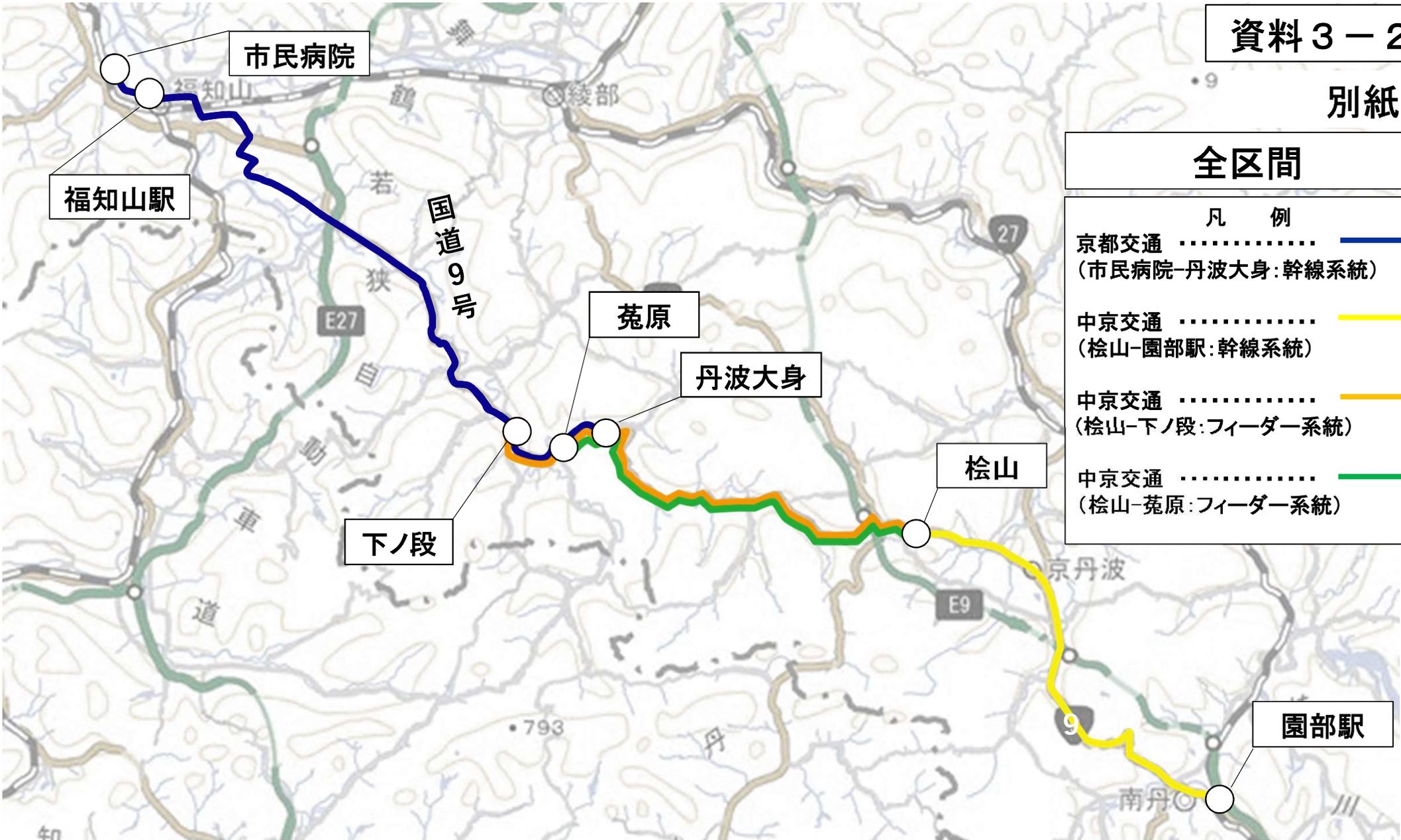
※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載のとおり調達がなされない場合がある。

7. 事業の効果

項目	事業の効果	地域公共交通計画での 目標における位置づけ
民間バス路線 による継続	(JR 山陰本線(園部駅～綾部駅)沿線地域公共交通計画) 西日本ジェイアールバス株式会社園福線の路線 廃止後も本事業の活用により、地域の基幹交通とし て住民や来訪者が路線バスを利用することができ、 合わせて路線の再編や運賃の見直しを行うことで、 地域のニーズに合わせた運行サービスの提供が可 能となる。	・P39「表 本計画で対象とする 公共交通と役割」に「京都交 通及び中京交通」を基幹的な 役割を担う公共交通機関とし て位置づけ。 ・P40「課題解決と上位計画実現 のための具体的施策に「地域 旅客運送サービス継続事業」 の施策を位置づけ。
	(福知山市地域公共交通計画) 運行の維持が困難な園福線(西日本ジェイアールバ ス)について、地域旅客運送サービス継続事業を実 施し、運行を維持・効率化する。	・P13「京都交通三和線」、P14 「中京交通園福線」を幹線的 な役割を担う公共交通機関と して位置づけ。 ・P129「計画目標を実現するた めの具体的な事業に「園福線 地域旅客運送サービス継続事 業」の施策を位置づけ。
当該路線の 利用者数	(JR 山陰本線(園部駅～綾部駅)沿線地域公共交 通計画)及び(福知山市地域公共交通計画) ※現況値 128,346 人 ※西日本ジェイアールバス(株)のR4事業年度 (R3.10～R4.9) 数値	・評価指標として、当該路線の 利用者数(年間) (園部駅東口～桧山) ・目標値(令和8年度) 82,276 人 (桧山～下ノ段) ・目標値(令和8年度) 21,939 人 (福知山市民病院～丹波大身) ・目標値(令和8年度) 44,322 人

全区間

凡 例	
京都交通
(市民病院-丹波大身: 幹線系統)
中京交通
(桧山-園部駅: 幹線系統)
中京交通
(桧山-下ノ段: フィーダー系統)
中京交通
(桧山-菟原: フィーダー系統)



時刻表（上り）案【市民病院～福知山駅～菟原～丹波大身～桧山～園部駅東口】

	1-1	1-2	2-1	1-3	3-1	2-2	1-4	1-5	3-2	1-6	2-3	1-7	3-3	1-8	2-4	1-9	3-4	2-5	1-10
運行事業者	中京交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通
市民病院					7:20				11:55				14:10				17:25		
篠尾新町					7:21				11:56				14:11				17:26		
西本町					7:23				11:58				14:13				17:28		
福知山駅					7:25				12:00				14:15				17:30		
市役所前					7:27				12:02				14:17				17:32		
福知山城公園前					7:28				12:03				14:18				17:33		
松縄手					7:29				12:04				14:19				17:34		
丹波土師					7:30				12:05				14:20				17:35		
松本病院前					7:31				12:06				14:21				17:36		
土師新町					7:32				12:07				14:22				17:37		
ロイヤルヒルホテル前					7:33				12:08				14:23				17:38		
長田野体育館前					7:34				12:09				14:24				17:39		
トラックセンター前					7:34				12:09				14:24				17:39		
長田野中橋					7:35				12:10				14:25				17:40		
なかよし広場					7:36				12:11				14:26				17:41		
市の谷					7:37				12:12				14:27				17:42		
砂子池					7:38				12:13				14:28				17:43		
長田郵便局前					7:38				12:13				14:28				17:43		
下六人部					7:39				12:14				14:29				17:44		
上松					7:39				12:14				14:29				17:44		
長田					7:40				12:15				14:30				17:45		
照蓮寺下					7:40				12:15				14:30				17:45		
信用金庫前					7:41				12:16				14:31				17:46		
多保市					7:44				12:19				14:34				17:49		
丹波岩崎					7:45				12:20				14:35				17:50		
丹波池田					7:46				12:21				14:36				17:51		
下三俣					7:47				12:22				14:37				17:52		
丹波三俣					7:48				12:23				14:38				17:53		
堀越					7:48				12:23				14:38				17:53		
生野里					7:49				12:24				14:39				17:54		
丹波萩原					7:50				12:25				14:40				17:55		
芦洲					7:52				12:27				14:42				17:57		
三軒家					7:53				12:28				14:43				17:58		
丹波新橋					7:54				12:29				14:44				17:59		
下ノ段（福知山高校三和分校前）					7:54	8:40			12:29				14:44		16:54		17:59		
ミニフレッシュ三和店前					7:56	8:42			12:31				14:46		16:56		18:01		
細見千束					7:57	8:43			12:32				14:47		16:57		18:02		
細見辻					7:58	8:44			12:33				14:48		16:58		18:03		
三和橋					7:59	8:45			12:34				14:49		16:59		18:04		
柳瀬					8:00	8:46			12:35				14:50		17:00		18:05		
菟原下					8:01	8:47			12:36				14:51		17:01		18:06		
天理教前					8:01	8:47			12:36				14:51		17:01		18:06		
菟原		7:18			8:02	8:48			12:37	13:00			14:52		17:02		18:07	18:10	
大身下		7:19			8:03	8:49			12:38	13:01			14:53		17:03		18:08	18:11	
丹波大身		7:20			8:05	8:50			12:40	13:02			14:55		17:04		18:10	18:12	
松ヶ瀬		7:21				8:51				13:03					17:05			18:13	
下大久保		7:25				8:55				13:07					17:09			18:17	
下地		7:26				8:56				13:08					17:10			18:18	
上大久保		7:27				8:57				13:09					17:11			18:19	
六ノ坪		7:28				8:58				13:10					17:12			18:20	
丹波梅田		7:28				8:58				13:10					17:12			18:20	
坂井		7:31				9:01				13:13					17:15			18:23	
井尻		7:32				9:02				13:14					17:16			18:24	
出口妙見前		7:33				9:03				13:15					17:17			18:25	
丹波和田		7:36				9:06				13:18					17:20			18:28	
京丹波町病院前		7:37				9:07				13:19					17:21			18:29	
桧山麓			7:40			9:10				13:22					17:24			18:32	
桧山麓	6:16	6:50		7:43				9:15	10:15		12:25	13:25		16:00		17:35			18:35
京丹波町病院前	6:16	6:50		7:43				9:15	10:15		12:25	13:25		16:00		17:35			18:35
常照寺前	6:19	6:53		7:46			9:18	10:18		12:28	13:28		16:03		17:38				18:38
九手神社前	6:21	6:55		7:48			9:20	10:20		12:30	13:30		16:05		17:40				18:40
丹波高原	6:22	6:56		7:49			9:21	10:21		12:31	13:31		16:06		17:41				18:41
須知高校前	6:24	6:58		7:51			9:23	10:23		12:33	13:33		16:08		17:43				18:43
丹波自然運動公園	↓(通過)	↓(通過)		↓(通過)			↓(通過)	↓(通過)		↓(通過)	↓(通過)		16:10			↓(通過)			↓(通過)
丹波自然運動公園前（京丹波町役場前）	6:25	6:59		7:52			9:24	10:24		12:34	13:34		16:11		17:44				18:44
蒲生	6:26	7:00		7:53			9:25	10:25		12:35	13:35		16:12		17:45				18:45
農協会館前	6:27	7:01		7:54			9:26	10:26		12:36	13:36		16:13		17:46				18:46
新道口	6:27	7:01		7:54			9:26	10:26		12:36	13:36		16:13		17:46				18:46
新須知	6:28	7:02		7:55			9:27	10:27		12:37	13:37		16:14		17:47				18:47
琴滝道	6:28	7:02		7:55			9:27	10:27		12:37	13:37		16:14		17:47				18:47
竹野口	6:30	7:04		7:57			9:29	10:29		12:39	13:39		16:16		17:49				18:49
丹波水戸	6:30	7:04		7:57			9:29	10:29		12:39	13:39		16:16		17:49				18:49
金福寺前	6:32	7:06		7:59			9:31	10:31		12:41	13:41		16:18		17:51				18:51
新水戸	6:33	7:07		8:00			9:32	10:32		12:42	13:42		16:19		17:52				18:52
峠北口	6:34	7:08		8:01			9:33	10:33		12:43	13:43		16:20		17:53				18:53
観音峠	6:36	7:10		8:03			9:35	10:35		12:45	13:45		16:22		17:55				18:55
上木崎	6:38	7:12		8:05			9:37	10:37		12:47	13:47		16:24		17:57				18:57
園部河原町	6:40	7:14		8:07			9:39	10:39		12:49	13:49		16:26		17:59				18:59
園部大橋	6:41	7:15		8:08			9:40	10:40		12:50	13:50		16:27		18:00				19:00
園部宮町	6:41	7:15		8:08			9:40	10:40		12:50	13:50		16:27		18:00				19:00
本町口	6:42	7:16		8:09			9:41	10:41		12:51	13:51		16:28		18:01				19:01
園部駅東口	6:48	7:22		8:15			9:47	10:47		12:57	13:57		16:34		18:07				19:07

京都交通運行便（市民病院～丹波大身）

中京交通運行便（下ノ段～桧山）

→ → : 接続を表す

中京交通運行便（桧山～園部駅東口）

中京交通運行便（菟原～桧山）

発着時刻について、軽微な修正として変更する場合があります。

時刻表（下り）案【園部駅東口～桧山～丹波大身～菟原～福知山駅～市民病院】

	2-6	1-11	2-7	1-12	3-5	1-13	1-14	2-8	1-15	3-6	1-16	2-9	1-17	3-7	1-18	2-10	3-8	1-19	1-20
運行事業者	中京交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通
園部駅東口		7:25		7:59		8:35	11:35		12:48		13:52		14:52		16:52			18:52	19:52
本町口		7:27		8:01		8:37	11:37		12:50		13:54		14:54		16:54			18:54	19:54
園部宮町		7:28		8:02		8:38	11:38		12:51		13:55		14:55		16:55			18:55	19:55
園部大橋		7:29		8:03		8:39	11:39		12:52		13:56		14:56		16:56			18:56	19:56
園部河原町		7:30		8:04		8:40	11:40		12:53		13:57		14:57		16:57			18:57	19:57
上木崎		7:31		8:05		8:41	11:41		12:54		13:58		14:58		16:58			18:58	19:58
観音峠		7:33		8:07		8:43	11:43		12:56		14:00		15:00		17:00			19:00	20:00
峠北口		7:35		8:09		8:45	11:45		12:58		14:02		15:02		17:02			19:02	20:02
新水戸		7:36		8:10		8:46	11:46		12:59		14:03		15:03		17:03			19:03	20:03
金福寺前		7:37		8:11		8:47	11:47		13:00		14:04		15:04		17:04			19:04	20:04
丹波水戸		7:38		8:12		8:48	11:48		13:01		14:05		15:05		17:05			19:05	20:05
竹野口		7:39		8:13		8:49	11:49		13:02		14:06		15:06		17:06			19:06	20:06
琴滝道		7:40		8:14		8:50	11:50		13:03		14:07		15:07		17:07			19:07	20:07
新須知		7:42		8:16		8:52	11:52		13:05		14:09		15:09		17:09			19:09	20:09
新道口		7:42		8:16		8:52	11:52		13:05		14:09		15:09		17:09			19:09	20:09
農協会館前		7:43		8:17		8:53	11:53		13:06		14:10		15:10		17:10			19:10	20:10
蒲生		7:45		8:19		8:55	11:55		13:08		14:12		15:12		17:12			19:12	20:12
丹波自然運動公園		↓(通過)		↓(通過)		8:57	↓(通過)			↓(通過)	↓(通過)								
丹波自然運動公園前(京丹波町役場前)		7:46		8:20		8:58	11:56		13:09		14:13		15:13		17:13			19:13	20:13
須知高校前		7:47		8:21		8:59	11:57		13:10		14:14		15:14		17:14			19:14	20:14
丹波高原		7:49		8:23		9:01	11:59		13:12		14:16		15:16		17:16			19:16	20:16
九手神社前		7:49		8:23		9:01	11:59		13:12		14:16		15:16		17:16			19:16	20:16
常照寺前		7:51		8:25		9:03	12:01		13:14		14:18		15:18		17:18			19:18	20:18
京丹波町病院前		7:53		8:27		9:05	12:03		13:16		14:20		15:20		17:20			19:20	20:20
桧山 釜		7:57		8:31		9:09	12:07		13:20		14:24		15:24		17:24			19:24	20:24
桧山 釜	6:47	→	8:01				→	12:15			→	15:01			→	17:35			
京丹波町病院前	6:47		8:01					12:15				15:01				17:35			
丹波和田	6:48		8:02					12:16				15:02				17:36			
出口妙見前	6:51		8:05					12:19				15:05				17:39			
井尻	6:52		8:06					12:20				15:06				17:40			
坂井	6:53		8:07					12:21				15:07				17:41			
丹波梅田	6:56		8:10					12:24				15:10				17:44			
六ノ坪	6:57		8:11					12:25				15:11				17:45			
上大久保	6:58		8:12					12:26				15:12				17:46			
下地	6:58		8:12					12:26				15:12				17:46			
下大久保	7:00		8:14					12:28				15:14				17:48			
松ヶ瀬	7:03		8:17					12:31				15:17				17:51			
丹波大身	7:04		8:18		8:15			12:32		13:00		15:18		15:25		17:52	18:20		
大身下	7:05		8:19		8:16			12:33		13:01		15:19		15:26		17:53	18:21		
菟原	7:07		8:21		8:17			12:35	→	13:02		15:21	→	15:27		17:55	→	18:22	
天理教前			8:21		8:17					13:02		15:21		15:27		18:22			
菟原下			8:21		8:18					13:03		15:21		15:28		18:23			
柳瀬			8:22		8:19					13:04		15:22		15:29		18:24			
三和橋			8:23		8:20					13:05		15:23		15:30		18:25			
細見辻			8:24		8:21					13:06		15:24		15:31		18:26			
細見千束			8:26		8:22					13:07		15:26		15:32		18:27			
ミニフレッシュ三和店前			8:27		8:24					13:09		15:27		15:34		18:29			
下ノ段(福知山高校三和分校前)			8:29		8:25					13:10		15:29		15:35		18:30			
丹波新橋					8:25					13:10				15:35		18:30			
三軒家					8:26					13:11				15:36		18:31			
芦刈					8:27					13:12				15:37		18:32			
丹波萩原					8:28					13:13				15:38		18:33			
生野里					8:30					13:15				15:40		18:35			
堀越					8:31					13:16				15:41		18:36			
丹波三俣					8:31					13:16				15:41		18:36			
下三俣					8:32					13:17				15:42		18:37			
丹波池田					8:33					13:18				15:43		18:38			
丹波岩崎					8:34					13:19				15:44		18:39			
多保市					8:35					13:20				15:45		18:40			
信用金庫前					8:35					13:20				15:45		18:40			
照蓮寺下					8:36					13:21				15:46		18:41			
長田					8:36					13:21				15:46		18:41			
上松					8:37					13:22				15:47		18:42			
下六人部					8:39					13:24				15:49		18:44			
長田郵便局前					8:39					13:24				15:49		18:44			
砂子池					8:40					13:25				15:50		18:45			
市の谷					8:41					13:26				15:51		18:46			
なかよし広場					8:43					13:28				15:53		18:48			
長田野中橋					8:43					13:28				15:53		18:48			
トラックセンター前					8:44					13:29				15:54		18:49			
長田野体育館前					8:45					13:30				15:55		18:50			
ロイヤルヒルホテル前					8:46					13:31				15:56		18:51			
土師新町					8:47					13:32				15:57		18:52			
松本病院前					8:47					13:32				15:57		18:52			
丹波土師					8:48					13:33				15:58		18:53			
松縄手					8:50					13:35				16:00		18:55			
福知山城公園前					8:51					13:36				16:01		18:56			
市役所前					8:52					13:37				16:02		18:57			
福知山駅					8:56					13:41				16:06		19:01			
西本町					8:57					13:42				16:07		19:02			
篠尾新町					8:58					13:43				16:08		19:03			
市民病院					9:00					13:45				16:10		19:05			

: 京都交通運行便 (丹波大身～市民病院)
 : 中京交通運行便 (桧山～下ノ段)
 : 中京交通運行便 (園部駅東口～桧山)
 : 中京交通運行便 (桧山～菟原)
 → ↘ : 接続を表す

発着時刻について、軽微な修正として変更する場合があります。

運賃表（市民病院～丹波大身）案

運行事業者：京都交通

普通旅客運賃

現金運賃

単位：円

																			市民病院													
																		西本町	200													
																	福知山駅	200	200													
																	福知山城公園前	200	200	200												
																	丹波土師	200	200	200	200											
																	土師新町	150	200	200	200	200										
																	なかよし広場	150	200	250	250	250	250									
																	下六人部	150	200	250	400	400	400	400								
																	長田	150	150	250	300	400	400	400	400							
																	丹波岩崎	150	150	200	350	350	450	450	450							
																	丹波池田	150	200	200	250	400	400	500	500	500						
																	堀越	150	200	250	300	350	450	500	600	600	600					
																	丹波萩原	150	200	250	300	350	400	500	550	600	600	600				
																	芦刈	150	150	250	300	350	400	450	550	600	700	700	700			
																	丹波新橋	150	150	200	300	350	400	450	500	600	650	700	700	700		
																	細見千束	150	150	200	300	350	400	450	500	550	650	700	700	700	700	
																	三和橋	150	150	250	300	350	400	450	550	550	600	700	700	700	700	
																	柳瀬	150	150	200	300	350	400	450	550	550	600	650	700	700	700	700
																	菟原	150	150	200	300	350	400	450	500	550	600	650	700	700	700	700
																	丹波大身	150	200	250	300	350	400	500	550	600	650	700	700	700	700	700

小学生の運賃は半額。未就学児は無料。
定期券の金額については京都交通の取扱いによる。

京都交通及び中京交通重複区間

通勤定期旅客運賃表

通用期間 基準運賃額	1か月	3か月
150円	6,300	17,960
200円	8,400	23,940
250円	10,500	29,930
300円	12,600	35,910
350円	14,700	41,900
400円	16,800	47,880
450円	18,900	53,870
500円	21,000	59,850
550円	23,100	65,840
600円	25,200	71,820
650円	27,300	77,810
700円	29,400	83,790

通学定期旅客運賃表

通用期間 基準運賃額	1か月	3か月
150円	5,400	15,390
200円	7,200	20,520
250円	9,000	25,650
300円	10,800	30,780
350円	12,600	35,910
400円	14,400	41,040
450円	16,200	46,170
500円	18,000	51,300
550円	19,800	56,430
600円	21,600	61,560
650円	23,400	66,690
700円	25,200	71,820

学期定期旅客運賃表

通用期間 基準運賃額	1学期	2学期	3学期
150円	18,540	19,710	14,040
200円	24,720	26,280	18,720
250円	30,900	32,850	23,400
300円	37,080	39,420	28,080
350円	43,260	45,990	32,760
400円	49,440	52,560	37,440
450円	55,620	59,130	42,120
500円	61,800	65,700	46,800
550円	67,980	72,270	51,480
600円	74,160	78,840	56,160
650円	80,340	85,410	60,840
700円	86,520	91,980	65,520

回数旅客運賃表

券種	枚数	運賃箱	割引率
150円券	11枚	1,500	約9.1%
200円券	11枚	2,000	約9.1%
250円券	11枚	2,500	約9.1%
300円券	11枚	3,000	約9.1%
350円券	11枚	3,500	約9.1%
400円券	11枚	4,000	約9.1%

※発売日から6カ月後の月末まで有効

50円券	10枚	5,000	約13.8%
100円券	13枚		
200円券	20枚		

※発売日から6カ月後の月末まで有効

運賃表（桧山～園部駅東口）案

運行事業者：中京交通

普通旅客運賃

現金運賃

単位：円

																								桧山																														
																									京丹波町 病院前	150																												
																										常照寺下	150	150																										
																											九手神社前	150	200	200																								
																											丹波高原	150	150	200	200																							
																												須知高校前	150	200	200	250	250																					
																												丹波自然運動公園前 (京丹波町役場)	150	150	150	200	200	300	300																			
																												丹波自然 運動公園	150	150	150	200	200	300	300																			
																												蒲生	150	150	150	150	250	250	300	300																		
																												農協会館前	150	150	150	150	200	300	300	350	350																	
																													新道口	150	150	150	150	200	300	300	350	350																
																													新須知	150	150	150	150	200	300	300	350	350																
																													琴滝道	150	150	150	150	200	200	300	350	350	400	400														
																													竹野口	150	150	150	150	150	200	200	300	350	350	400	400													
																													丹波水戸	150	150	150	150	150	200	200	300	350	350	400	400													
																													金福寺前	150	150	150	150	150	200	200	250	250	300	350	350	400	400											
																													新水戸	150	150	150	150	150	200	200	250	250	300	350	350	400	400											
																													峠北口	200	250	250	300	300	300	300	350	350	400	400	500	500	500	600	600									
																													観音峠	200	200	250	250	300	300	300	300	350	350	400	400	400	500	500	500	600	600							
																													上木崎	150	250	250	300	300	350	350	350	350	400	400	400	400	500	500	600	600	600	600						
																													園部河原町	150	200	300	300	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	600	600	600	600				
																													園部大橋	150	150	200	300	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600	600			
																													園部宮町	150	150	150	200	300	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600	600		
																													本町口	150	150	150	150	200	300	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600	600	
																													園部駅東口	150	150	150	150	150	200	300	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600	600

小学生の運賃は半額。未就学児は無料。
定期券の金額については中京交通の取扱いによる。

中京交通 定期旅客運賃表（案）

区間 運賃	通勤（持参人ご一名様有効）			通学（記名本人様のみ有効）		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
150	6,300	17,960	34,020	5,400	15,390	29,160
200	8,400	23,940	45,360	7,200	20,520	38,880
250	10,500	29,930	56,700	9,000	25,650	48,600
300	12,600	35,910	68,040	10,800	30,780	58,320
350	14,700	41,900	79,380	12,600	35,910	68,040
400	16,800	47,880	90,720	14,400	41,040	77,760
500	21,000	59,850	113,400	18,000	51,300	97,200
600	25,200	71,820	136,080	21,600	61,560	116,640

10円未満の端数は10円単位に四捨五入

* 定期旅客運賃算出の基礎

- ・ 所定割引率 通勤3割引 通学4割引

イ. 大人1か月定期券の場合

$$\text{乗降区間の大人普通旅客運賃額} \times (30\text{日} \times 2) \times (1 - \text{所定割引率})$$

ロ. 大人3か月定期券の場合

$$1\text{か月定期旅客運賃} \times 3\text{倍} \times 0.95$$

ハ. 大人6か月定期券の場合（通勤）

$$1\text{か月定期旅客運賃} \times 6\text{倍} \times 0.90$$

* 小児定期旅客運賃算出の基礎

小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃の半額とする。
10円未満のは数は10円単位に切り上げる。

* 小児通学定期旅客運賃算出の基礎

小児通学定期旅客運賃は大人通学定期旅客運賃の半額とする。
10円未満のは数は10円単位に切り上げる。

* 身体障害者、知的障害者、児童福祉法割引対象者の定期旅客運賃

大人に限り、定期旅客運賃の3割引とする。
運賃計算上のは数は、10円単位に四捨五入する。

中京交通 回数旅客運賃表（案）

全て紙式

種 類	名 称	券 種 (円)	枚 数 (枚)	発売額 (円)	割引率 (%)	備 考
普通回数旅客運賃 (乗降停留所を指定しない)	セット回数券	150・100	16・9	3,000	9.1	
		—・—	—・—			
		150・100	30・11	5,000	10.7	
		—・—	—・—			
特殊回数旅客運賃 (乗降区間(停留所)指定回数券)	通学回数券	500・—	10・—	4,000	20.0	園部駅東口～須知高校前

地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

乗合バス事業者が、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫）の交付を受け
るためには、補助系統の位置付けや補助事業活用の必要性等について、地域公共交通
計画に記載が必要であり、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会等において協議
がされる必要がある。

上記地域公共交通計画の「本体」に位置付ける事項以外については、計画の「別紙」
として提出が必要で、別紙についても、同計画の一部として、協議会における協議の
手続等を経る必要がある。

この度、(有)中京交通が運行を予定する令和 6 年 4 月以降の運行経費等補助分につい
て、国土交通大臣あて認定申請するために以下書類をお諮りするものである。

(認定申請は令和 6 年 3 月 10 日までに行う予定)

■提出書類

- ・ JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画
- ・ JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画（別紙）
- ・ 地域公共交通計画認定申請書（様式 1 - 1）
- ・ 費用の負担額、負担者及びその負担額・算出根拠（表 2、様式 1 - 5）
- ・ 車両減価償却補助の費用総額、負担者及びその負担額（表 7）
- ・ 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合（様式第 1 - 8）
- ・ 車両購入費、負担者とその負担割合（様式 1 - 10）

【運行費補助】

項目	系統	経常費用	補助対象経費	補助額 (1/2)
幹線補助	園部駅東口～桧山	27,789 千円	11,605 千円	<u>5,802 千円</u>
	園部駅東口～桧山 (丹波自然運動公園経由)			
フィーダー 補助	桧山～菟原	13,610 千円	10,617 千円	<u>5,308 千円</u>
	桧山～下ノ段			

【車両購入費補助】

系統	台数	実費購入予定費	補助対象経費	補助額 (1/2)
幹線	4 台	105,236 千円	60,000 千円	<u>30,000 千円</u>
フィーダー	1 台	24,318 千円	15,000 千円	<u>7,500 千円</u>

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 JR 山陰本線 (園部～綾部)
沿線地域公共交通活性化協議会

住 所 京都府京都市上京区下立売通
新町西入藪ノ内町

代表者氏名 会長 加藤博和

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画（別紙）

令和 6 年 月 日
JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画（以下「計画本体」という。） 7.7.4 地域公共交通の位置づけと役割（P39）参照
2. 1. を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域において、西日本ジェイアールバスが運行する路線バス・園福線は、園部駅と福知山駅間を、主に国道9号に沿って運行され、地域住民の通勤、通学利用等、地域の基幹交通としての役割を担ってきた。 しかし、当該路線については、利用者数の長期低迷や運転士不足を主な原因として、西日本ジェイアールバスが、令和6年3月末の撤退を表明しており、地域住民の通勤・通学等、生活に不可欠な当該路線を存続が必要である。 令和6年4月以降については、地域旅客運送サービス継続事業として、京都交通(株)及び(有)中京交通が、当該路線を代替運行する予定であるが、バス事業者のみによる運行確保は困難であることから、地域公共交通確保維持事業により、国や沿線自治体が一体となって当該路線の確保・維持を図ることで、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
計画本体、7.7.4 地域公共交通の位置づけと役割（P39）参照
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
計画本体、9. 施策目標の達成状況を評価する数値目標（P64～71）及び10. 計画実施のための体制（P72）参照
5. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
園福線地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「運送継続計画」という。）3. 事業の内容・実施主体（P1）参照
6. 運行系統の概要及び運送予定者
運送継続計画、3. 事業の内容・実施主体（P1）参照
7. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

(バス路線収支率)

- ・園福線（園部～桧山）43.59%（R8年）
- ・園福線（桧山～下ノ段）15.20%（R8年）

(利用者数)

- ・園福線（園部～桧山）82,276人（R8年）
- ・園福線（桧山～下ノ段）21,939人（R8年）

(利用者あたりの公的資金投入額)

- ・園福線（園部～桧山）354円（R8年）
- ・園福線（桧山～下ノ段）914円（R8年）

※計画本体、9.1数値目標の設定（P64～65）及び10.計画実施のための体制（P72）参照

8. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・運送継続計画、6.事業実施に必要な資金の額・調達方法（P2）参照
- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。） 「表2」を添付

9. 要綱別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要

該当なし

10. 要綱別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要

該当なし

11. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項）

(取組内容（取組主体）)

- ・地域公共交通に関する総合時刻表・交通マップの作成（自治体、事業者）
- ・バス停名称統一、バスナンバリングの導入等（自治体、事業者）
- ・駅・バス停での観光案内、乗換案内の充実（自治体、事業者）
- ・駅から出発する交通手段等の多言語表記化（自治体、事業者）
- ・区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入（自治体、事業者）
- ・交通系ICカードシステムの拡充（事業者）
- ・鉄道とバス、バス同士のダイヤ調整（自治体、事業者）

(定量的な効果目標)

計画期間中において、事業者・沿線自治体が連携し、補助対象期間中に上記の取組を実施し、収支率等、7.に掲げる数値目標の達成を目指す。

12. 車両の取得に係る目的・必要性
園福線を運行していた西日本ジェイアールバス(株)に代わり、新たに補助対象系統で運行するバス車両については、安全な輸送を確保するため、(有)中京交通が新たに車両を5台購入する必要がある。
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
新たに車両を取得することにより、補助対象系統を確保・維持することができるほか、安全性や経済性の向上を図ることができる。 バリアフリー基準（移動等円滑化基準）に適合する車両の導入は、誰もが公共交通で円滑に移動でき、高齢者や障がい者等の移動手段の確保につながる。
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
・ 運送継続計画、6. 事業実施に必要な資金の額・調達方法（P2）参照 ・ 要綱「表6」及び「表7」を添付
15. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額
・ 運送継続計画、6. 事業実施に必要な資金の額・調達方法（P2）参照 ・ 要綱「表6」及び「表7」を添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

（所 属）京都府建設交通部交通政策課

（氏 名）佐伯 翔太

（電 話）075-414-5143

（e-mail）kotsu@pref.kyoto.lg.jp

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	有限会社中京交通
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業					令和3年10月～令和4年9月実績	
	営業収益	69,364 千円	営業外収益	198 千円	経常収益(イ)		69,562 千円
	営業費用	74,994 千円	営業外費用	514 千円	経常費用(ロ)		75,508 千円
	営業損益	△ 5,630 千円	営業外損益	△ 316 千円	経常損益	△ 5,946 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	159,393.2 km				経常収支率	92.12 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					令和2年10月～令和3年9月実績	
	営業収益	67,436 千円	営業外収益	2,078 千円	経常収益(イ)		69,514 千円
	営業費用	71,688 千円	営業外費用	85 千円	経常費用(ロ)		71,773 千円
	営業損益	△ 4,252 千円	営業外損益	1,993 千円	経常損益	△ 2,259 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')	159,557.2 km				経常収支率	96.85 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					令和1年10月～令和2年9月実績	
	営業収益	61,512 千円	営業外収益	1,094 千円	経常収益(イ')		62,606 千円
	営業費用	64,379 千円	営業外費用	141 千円	経常費用(ロ')		64,520 千円
	営業損益	△ 2,867 千円	営業外損益	953 千円	経常損益	△ 1,914 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	158,519.1 km				経常収支率	97.03 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\alpha = \frac{a}{\alpha}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\beta = \frac{b}{\beta}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\gamma = \frac{c}{\gamma}$
北近畿	407 円 01 銭	449 円 82 銭	473 円 72 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(a+b+c)/3 = \alpha$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北近畿	443 円 51 銭	411 円 60 銭	411 円 60 銭	436 円 41 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数(回)	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分・同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の
				起点	主な経由地	終点				計画運行日数	①=カッコ内				②	①×②=③	チ	オ		
北近畿	1	無	園福線	園部駅	運動公園前	桧山	183 日	1,830 (10.0)	2.6	26 人	往 17.0 km (平均) 復 17.0 km 17.0 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 0 km (平均) 復 0 km 0 km	往 0 km (平均) 復 0 km 0 km	往 0 km (平均) 復 0 km 0 km	往 0 km (平均) 復 0 km 0 km	%	100.000 %	
合計			系統								往 17.0 km 17.0 km 復 17.0 km 17.0 km	往 km (平均) 復 km km		往 0 km (平均) 復 0 km 0 km	往 0 km (平均) 復 0 km 0 km	往 0 km (平均) 復 0 km 0 km	往 0 km (平均) 復 0 km 0 km			

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ) ÷マ=ブ)	計画乗車 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額 カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はのうちの いずれか少ないほう の額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ÷マ=ド	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=ド'	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ÷マ=フ					
北近畿	**	無	100.00%	62,659.2 km	25,790,528 円	0円00銭	円	.0 km	0円00銭	円	.0 km	0円00銭	円	.0 km	0円00銭	7,973,703 円	17,816,823 円	11,605,736 円	11,605,736 円
合計				62,659.2 km	25,790,528 円		円	. km		円	. km		円	. km		7,973,703 円	17,816,823 円	11,605,736 円	11,605,736 円

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び地 路線との競合部 分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの ソ×ゾ=ヅ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回 数÷③計画運行回 数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	1		11,605,736 円	11,605,736 円		11,605 千円	5,802 千円	19,816,278 円	14,014,278 円	5,802 千円	41.40%	8,212 千円	58.60%						
合計			11,605,736 円	11,605,736 円	円	11,605 千円	5,802 千円	19,816,278 円	14,014,278 円	5,802 千円	41.40%	8,212 千円	58.60%						

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通利便促進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金(再編特例))

事業者名	有限会社中京交通
------	----------

1. 車両取得の概要

(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月
				ノンステップ	スロープ付	標準			
北近畿	1	園福線1及び園福線2	1	ノンステップ	スロープ付	標準	56	8.99	令和6年2月
北近畿	2	園福線1及び園福線3	1	ノンステップ	スロープ付	標準	56	8.99	令和6年2月
北近畿	3	園福線1及び園福線2	1	ノンステップ	スロープ付	標準	80	11.26	令和6年2月
北近畿	4	園福線1及び園福線3	1	ノンステップ	スロープ付	標準	80	11.26	令和6年2月

【車両購入費用】

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	当該車両補助金限度額(円) ハ	ホとへのうち少ない方の額(円) ト	補助対象経費(円) ト=チ	計画額(千円) チ×1/2=リ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ					
1	18,686,037	5,631,963	0	24,318,000	24,317,999	15,000,000	15,000,000	15,000,000	7,500.0
2	18,686,037	5,631,963	0	24,318,000	24,317,999	15,000,000	15,000,000	15,000,000	7,500.0
3	21,059,000	7,241,000	0	28,300,000	28,299,999	15,000,000	15,000,000	15,000,000	7,500.0
4	21,059,000	7,241,000	0	28,300,000	28,299,999	15,000,000	15,000,000	15,000,000	7,500.0
計	79,490,074	25,745,926	0	105,236,000	105,235,996	60,000,000	60,000,000	60,000,000	30,000.0

【所要経費】

補助対象経費(千円) 子	計画額 (千円) り
60,000	30,000

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロッ ク 名	申請 番 号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	1	7,500,000 円	30.84 %	7,500,000 円	30.84 %	0 円	%	1,817,999 円	7.48 %		
	2	7,500,000 円	30.84 %	7,500,000 円	30.84 %	0 円	%	1,817,999 円	7.48 %		
	3	7,500,000 円	26.50 %	7,500,000 円	26.50 %	0 円	%	5,799,999 円	20.49 %		
	4	7,500,000 円	26.50 %	7,500,000 円	26.50 %	0 円	%	5,799,999 円	20.49 %		
合計		30,000,000 円	%	30,000,000 円	%	0 円	%	15,235,996 円	%		

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、プティバス型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 7.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 4.「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9.「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 10.「計画運行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された回数を転載すること。
- 11.「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 12.「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13.「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14.「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 16.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)欄に記載すること。
- 17.「補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 20.「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 21.「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 22.「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに配分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 2.様式第1～5の運行系統別輸送実績。

交付申請様式1-10(一括購入)

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

(令和 6 年度)

申請番号	自動車登録番号

【車両購入費】

申請番号	実費購入費(円) * 消費税を除く				実費購入費合計額 から備忘価額を控除 した額(円)	補助対象限度額 (円)	補助対象経費 (ホとハのうち少ない 方の額(円))	補助対象経費の1/ 2の額 (千円)
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ				
1	18,686,037	5,631,963	0	24,318,000	24,317,999	15,000,000	15,000,000	7,500.0
計								

国庫補助金申請額 (千円) チ
7,500

【負担者とその負担割合】

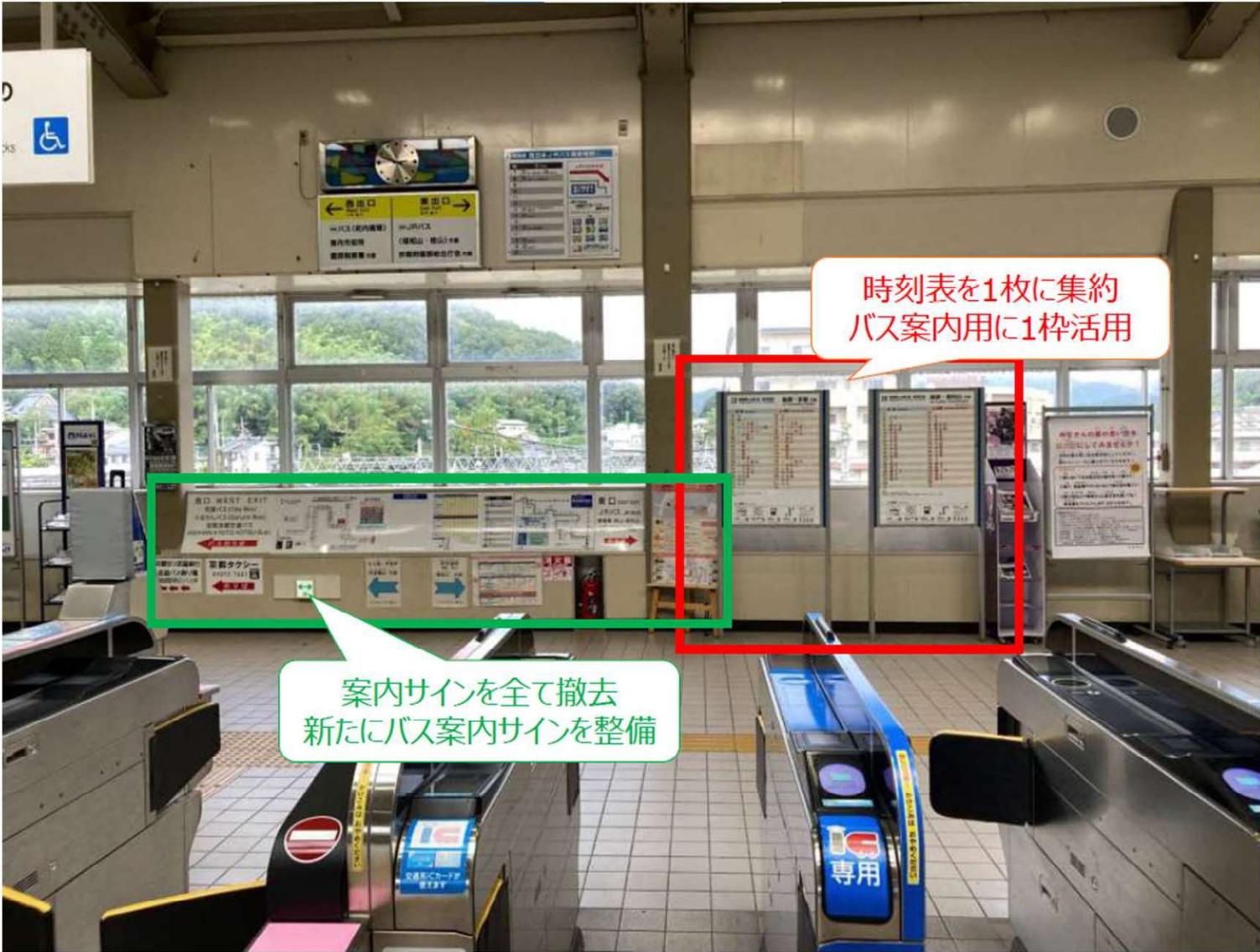
申請 番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担額		「その他の者」の具 体的概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1	7,500,000 円	30.84 %	7,500,000 円	30.84 %	0 円	%	1,817,999 円	7.4759 %		
	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計	7,500,000 円	%	7,500,000 円	%	0 円	%	1,817,999 円	%		

(1) 記載要領

1. 「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格(イ)、附属品価格(ロ)、改造費(ハ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
2. 「補助対象経費の1/2の額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
2. 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
3. 標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類
4. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
5. 自動車登録事項等証明書の写し
6. バス車両の主要部分の写真
7. 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)





西口

서쪽 출구

West Exit

西出口



バス
Bus

南丹市街地循環・八田・福住・るり溪方面
for Nantanshigaichizhunkan, Hatta, Fukuzumi, Rurikei

東口

동쪽 출구

East Exit

东出口



バス
Bus

京丹波町・桧山・丹波自然運動公園方面
for Kyotambacho, Hinokiyama, Tambashizennundoukouen

※英語は仮表示



西口

West Exit

서쪽 출구

西出口



バス

BUS

南丹市街地循環・八田・福住・るり溪方面

for Nantanshigaichizhunkan, Hatta, Fukuzumi, Rurikei





東口 동쪽 출구
East Exit 东出口



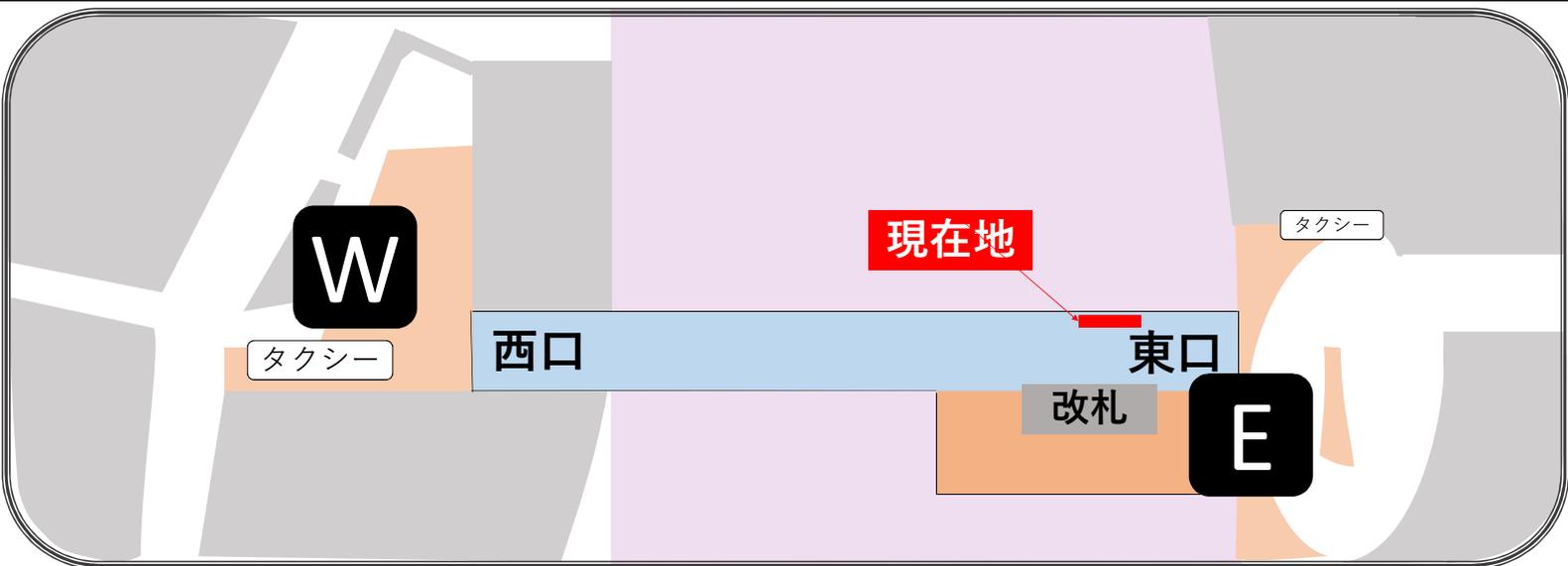
バス 京丹波町・桧山・丹波自然運動公園方面
BUS for Kyotambacho, Hinokiyama, Tambashizennundoukouen





バスのりば案内

Bus Stop Information



のりば Bus Stop	バス会社 Bus Company	路線 Route	系統・行き先 System・Destination	経由地 Places, Facilities
W	京阪京都交通	八田線	40 八田、亀岡駅南口 47 八田、亀岡駅南口	南丹市役所/園部高校/南丹警察署/ 農芸高校/るり溪 (南八田で乗換)
		園篠線	44 福住 (丹波篠山方面)	南丹市役所/園部高校/南丹警察署
		園部八木線	45 明治国際医療大学 46 京都中部総合医療センター	吉富駅
		国道線	3 亀岡駅南口	吉富駅/京都中部総合医療センター
	中京交通 (ぐるりんバス)	市街地循環線	20 河原町方面巡回 上本町方面巡回	南丹市役所/園部高校/南丹警察署
		摩気・園部東 部線	30 船岡駅方面巡回/口司	南丹市役所/園部高校/南丹警察署
		新光悦村線	50 工業団地/曾我谷	南丹市役所/園部高校/南丹警察署

のりば Bus Stop	バス会社 Bus Company	路線 Route	系統・行き先 System・Destination	経由地 Places, Facilities
E	中京交通	E 園福線	60 桧山 (京丹波町方面) 65 桧山 (京丹波町方面)	南丹市街地経由、丹波自然運動公園 /京丹波町役場/須知高校

バス路線図

QRコードから各公共交通のウェブサイトにアクセスできます。
※アクセス通信量がかかります。

南丹市営バス

ぐるりんバス

京阪京都交通

JRバス

お得な南丹市営バスの「1日券」、「2日券」は市営バス車内でお買い求めいただけます。

南丹市役所庁舎

- 20 市街地循環線
- 30 摩気・園部東部線
- 50 新光悦村線
- 40 八田線
- 44 園篠線

南丹市国際交流会館

- 20 市街地循環線
- 30 摩気・園部東部線
- 50 新光悦村線
- 40 八田線
- 44 園篠線

るり溪

- 40 八田線から
- 10 西本梅スクール・癒しの森線に乗り換

生身天満宮

- JR 園福線
- 20 市街地循環線
- 30 摩気・園部東部線
- 50 新光悦村線
- 40 八田線
- 44 園篠線

園部高校

- 20 市街地循環線
- 30 摩気・園部東部線
- 50 新光悦村線
- 40 八田線
- 44 園篠線

道の駅新光悦村

- 50 新光悦村線